

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月17日
【計算期間】	第11特定期間 （自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日）
【ファンド名】	パインブリッジ新成長国債債券プラス
【発行者名】	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋 元 正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目3番1号 JAビル
【事務連絡者氏名】	植村 吉二
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03（5208）5806
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、主として「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」を通じて、新成長国が発行した米国ドル建て／ユーロ建て、および現地通貨建ての国債等に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類・属性区分において、以下のように分類されます。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単 位 型 投 信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追 加 型 投 信	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル （日本を含まない） 日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オセアニア 中 南 米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリー ファンド	あり（ ）
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（ ）	年2回			
不動産投信	年4回		ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
その他資産 （投資信託証券（債券 一般））	年6回 （隔月）			
資産複合（ ）	年12回 （毎月）			
資産配分固定型 資産配分変型	日々 その他 （ ）			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義

■商品分類の定義

- ・ 追 加 型 投 信 ... 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
- ・ 海 外 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。

- ・ 債 券 ... 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。

■ 属性区分の定義

- ・ その他資産（投資信託証券（債券一般）） ... 目論見書または信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ 年 12 回（毎月） ... 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
- ・ エマージング ... 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
- ・ ファミリーファンド ... 目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの。
- ・ 為替ヘッジなし ... 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

商品分類・属性区分の定義の詳細につきましては、

社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

信託金限度額

3,000億円を限度とします。

委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

< 特色 1 >

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」および「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」を主要投資対象とし、利子収入（インカム・ゲイン）の安定的な確保を目指しながら値上がり益も追求します。

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」は、主として米国ドル建て／ユーロ建ての新成長国債券を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保と中長期的な資産の成長を目指します。

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」は、主として現地通貨建ての新成長国債券およびそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債（クレジット・リンク・ノート：CLN）＊を主要投資対象とし、安定的なインカム収入の確保と中長期的な資産の成長を目指します。

クレジット・リンク・ノート（CLN）とは

投資の主対象である企業または債券の信用リスクを、別の債券の信用に結びつけたものです。当ファンドの投資対象であるCLNは、原則として、CLNの発行体である金融機関が現地通貨建ての新成長国債等を購入し、そこから得られる収益をCLNを通じて還元する仕組みです。CLNに投資することにより、ファンドが直接投資できない国や投資が困難な国への投資が可能となるとともに、現地通貨建ての新成長国債等に投資するのと同様の投資効果が期待できます。

< 特色 2 >

当ファンドは、原則として、ファミリーファンド方式＊で運用します。



＊「ファミリーファンド方式」とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みをいいます。

< 特色 3 >

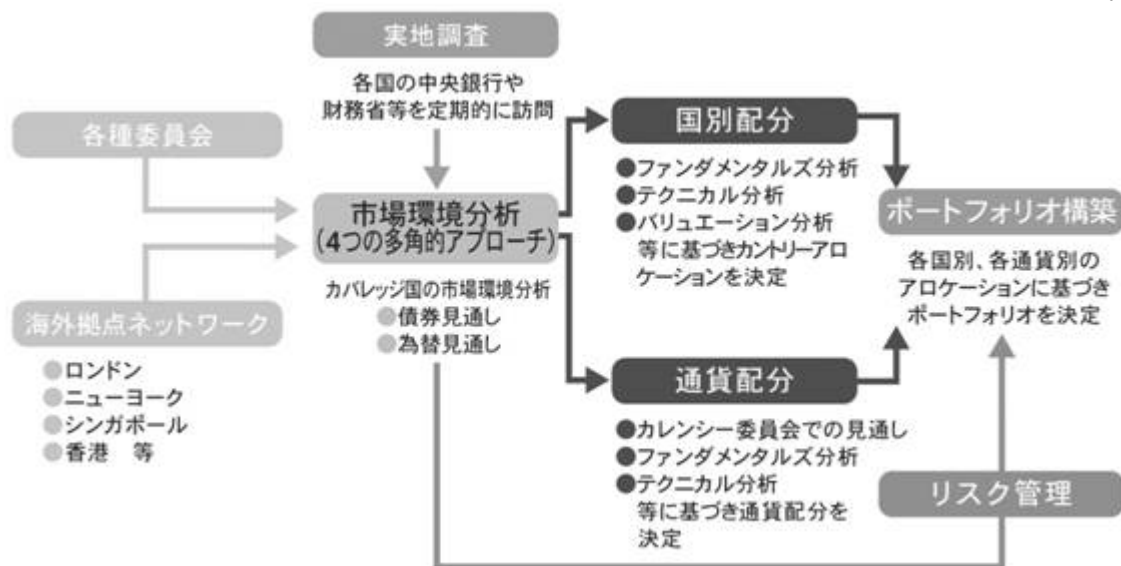
実質的な運用は、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが行います。

パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドの概要

- ・当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドについて、外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。
- ・「PineBridge Investments」の世界中に広がるネットワークを活用し、資産の運用管理に専念しています。
- ・所在地：英国 ロンドン

< 特色 4 >

実質投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。また、米国ドル建て債と現地通貨建て債の利回り格差、及び現地通貨の信頼性等を独自の手法で分析し、国別アロケーションを決定します。



4つの多角的アプローチとは、「グローバルアクセス」、「ファンダメンタルズ分析」、「テクニカル分析」および「バリュエーション分析」を指します。

< 特色 5 >

実質組入れの外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。

< 特色 6 >

毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、基準価額の水準等を勘案して分配を行います。



分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

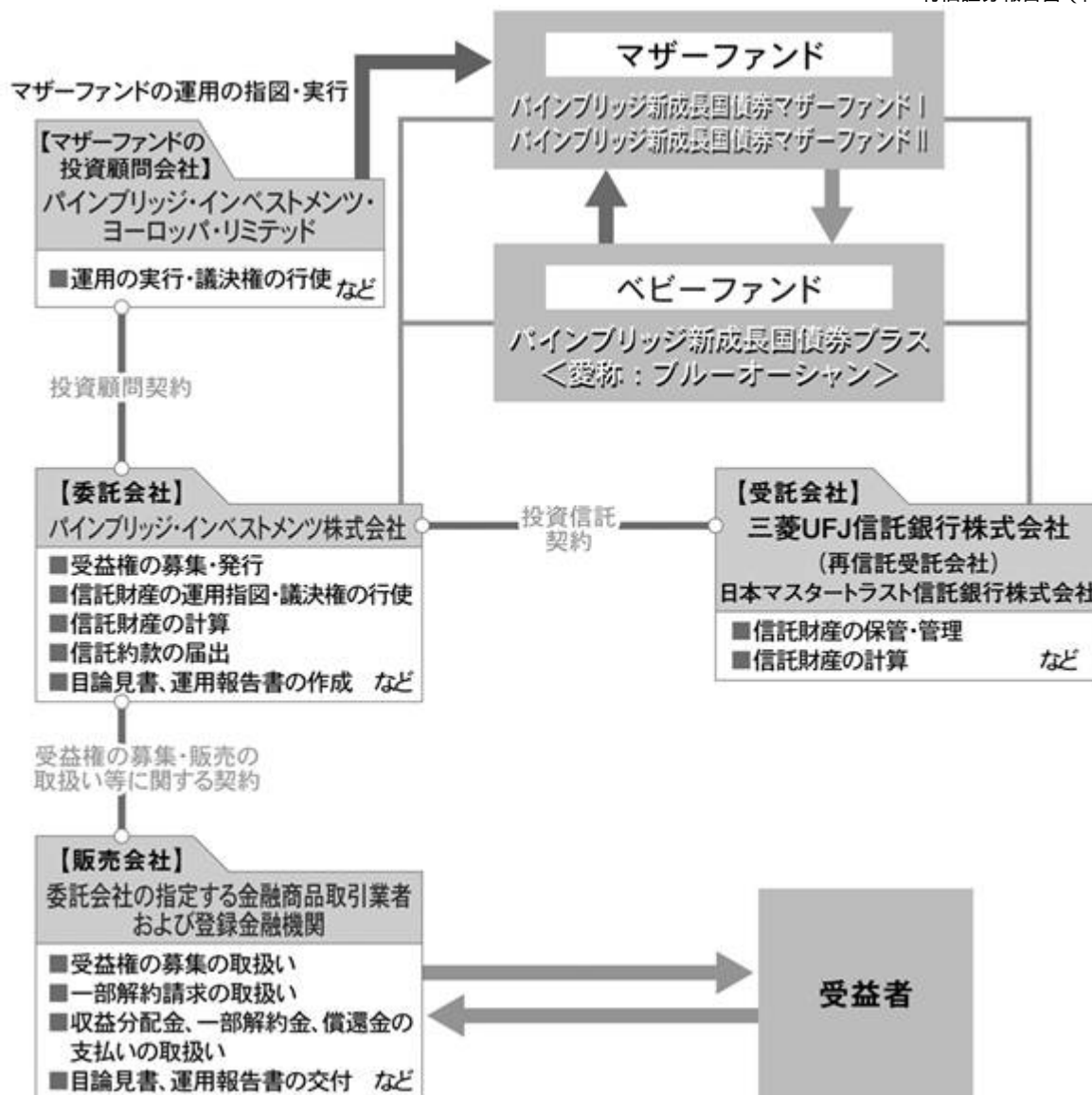
（２）【ファンドの沿革】

平成17年 9月30日 ： ファンドの投資信託契約締結、設定、運用開始

平成21年12月 1日 ： ファンドの名称変更（「A I G 新成長国債券プラス」から「パインブリッジ新成長国債券プラス」に変更。）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



投資信託契約とは

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社との間で規定したもので、信託財産の運用や管理・運営方法、委託会社と受託会社および受益者の権利義務関係、募集および換金方法等の取り決め等が定められています。

受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約とは

委託会社と販売会社との間で締結された契約で、販売会社の行う受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。

投資顧問契約とは

委託会社と委託会社が信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、信託財産の運用指図権限の範囲、議決権の行使、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。

委託会社の概況

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社は、世界各地に拠点を持つ独立系資産運用グループ「PineBridge Investments」の一員として、主に個人投資家に対する投資信託業務と年金基金・機関投資家等に対する投資一任・助言と証券業務を展開しております。

資本金の額 2,150,000,000円（平成23年4月末現在）

会社の沿革

昭和61年 11月	当社の前身であるエーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立。
昭和62年 1月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更。
平成 9年 2月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成13年 7月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更。
平成14年 4月	株式会社千代田投資顧問と合併。
平成19年 4月	A I G インベストメントマネジメント投資顧問株式会社との事業統合。
平成20年 4月	A I G インベストメンツ株式会社に名称変更。
平成20年 5月	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク（A I G 日本証券会社）との事業統合。
平成21年 12月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更。

大株主の状況（平成23年4月末現在）

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
PineBridge Investment Holdings B.V.	Prins Bernhardplein 200 1097 JB Amsterdam The Netherlands	41,000株	100%

当社が属する「PineBridge Investments」はニューヨークに本部を置くグローバルな資産運用グループです。世界各地の拠点で投資チーム・顧客サービスチームのプロフェッショナルが、世界中に広がるネットワークを活用し、資産運用サービスに専念しております。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、主として「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」を通じて、新成長国が発行した米国ドル建ておよびユーロ建ての国債に、また「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」を通じて、新成長国が発行した現地通貨建ての国債に投資することにより、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

運用方法

1. 「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI」および「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」受益証券への投資を通じて、利子収入（インカム・ゲイン）を安定的に確保を目指しながら値上がり益も追及します。
2. 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
3. 投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。また米国ドル建て債と現地通貨建て債の利回り格差、および現地通貨の信頼性等を独自の手法で分析し、国別アロケーションを決定します。
4. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条、第23条、第24条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権（イ、ニ. に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）
 - ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券の範囲

委託会社は、信託金を、主としてパインブリッジ・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI」および「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.～5.の証券または証書の性質を有するもの

8. 投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含まずただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）
 9. 外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）
 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 12. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 13. 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの（以下「貸付債権信託受益権」といいます。）であって、金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 14. 外国の者に対する権利で前記13. の有価証券の性質を有するもの。
- なお、前記5. の証券および7. の証券または証書のうち前記5. の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前記1. から4. までの証券および7. の証券のうち前記1. から4. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

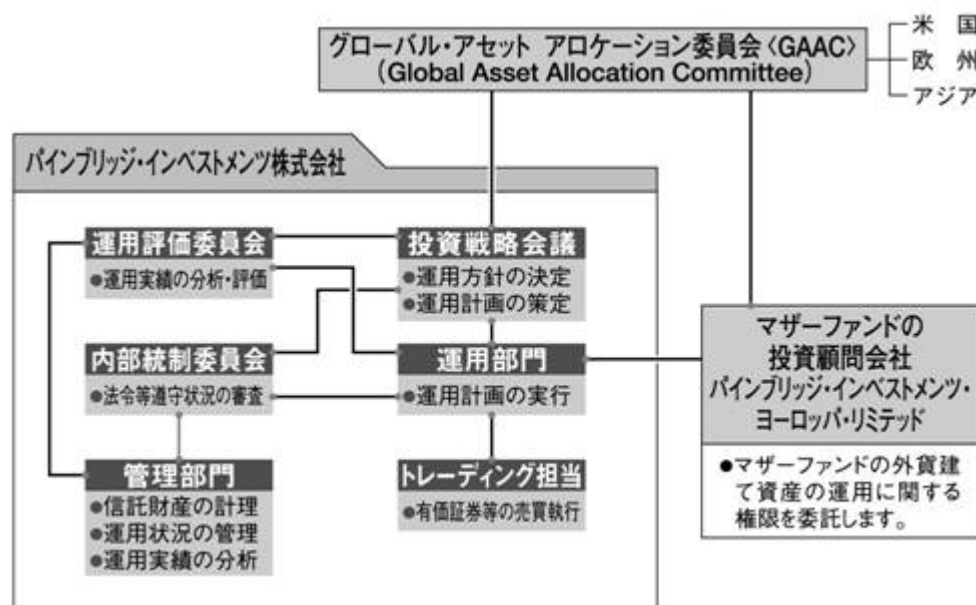
委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5. の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 1. ～6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

運用体制



1) グローバル・アセット アロケーション委員会

（ Global Asset Allocation Committee 《 GAAC 》 ）

世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織されています。

毎月コンファレンス・コール形式で経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析が行われます。

定期的に、一堂に会しての会議（オフサイト・ミーティング）も行われます。

2）運用計画の決定と実行

月1回、投資戦略会議を開催し、GAACの方針に基づいたファンドの運用基本計画を決定します。

運用部門（18名）のファンドマネジャーは、具体的なポートフォリオを構築し、運用を実行します。

有価証券等の売買は、トレーディング担当（2名）において執行されます。

3）パフォーマンス評価とリスク管理

運用評価部（3名）において、運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。

コンプライアンス部（5名）において、運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する管理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。

4）ファンドの関係法人に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などの信託財産の管理業務を通じて、信託事務の正確性・迅速性・システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託会社より、内部統制の有効性についての報告書を受取っています。

ファンドの運用に関する権限の委託先に対しては、担当部署において外部委託先が行った日々の約定の確認を行うとともに、コンプライアンス部において運用状況のモニタリングを行い、必要に応じて改善を求めます。

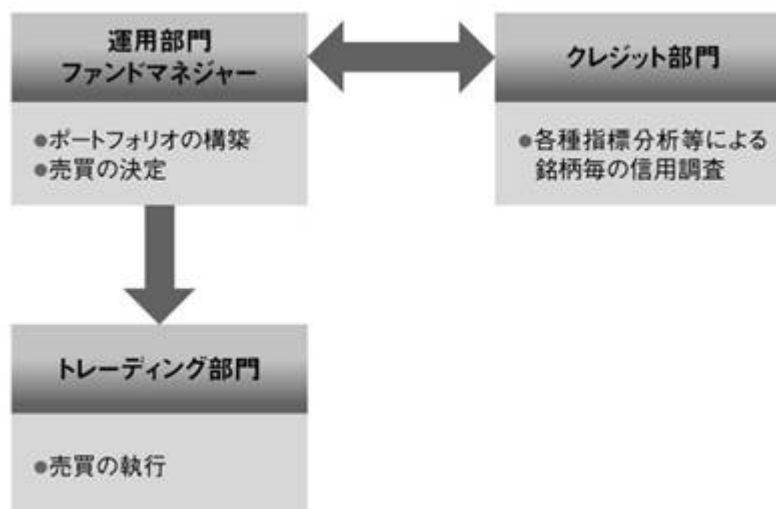
当社では、運用の適正化および投資者保護を目的として、社内規程等で信託財産の運用にあたって必要な事項を定めております。

前記の運用体制等は、平成23年4月末現在のものであり、今後変更することがあります。

投資顧問会社の運用体制

1）マザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限の委託

- 1．当ファンドのマザーファンドの外貨建て資産の運用に関する権限は、ロンドンに拠点を置く「パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド」に委託します。
- 2．「パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド」の運用体制は次のとおりです。



2）マザーファンドの運用プロセス

マザーファンドでは、4つの多角的アプローチ・チ*から運用を行うことで、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

4つの多角的アプローチを用いて投資対象国の市場環境の分析を行い、その結果に基づいて国別配分、通貨配分を決定します。

「PineBridge Investments」の海外拠点ネットワーク、各種委員会、実地調査をもとに、4つの多角的アプローチから市場環境分析が行われ、国別配分や通貨配分を決定し、これらに基づきポートフォリオが構築されます。

* 4つの多角的アプローチとは、「グローバルアクセス」、「ファンダメンタルズ分析」、「テクニカル分析」および「バリュエーション分析」を指します。

前記の運用体制および運用プロセス等は、今後変更することがあります。

（４）【分配方針】

毎月（原則として毎月20日、ただし該当日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 1) 分配対象額は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）の全額とします。
- 2) 分配金額は、基準価額の水準、市況動向、運用状況等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 3) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
前記の「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益権の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

収益分配金の支払い

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。
- 2) 前記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。
「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 前記1)に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受託会社は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。
- 5) 受託会社は、前記4)の規定により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（５）【投資制限】

〔信託約款に定める投資制限〕

外貨建て資産への実質投資割合には制限を設けません。

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の転換あるいは行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

前記 から において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券、当該新株予約権証券、当該投資信託証券、当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債券の時価総額の割合をそれぞれ乗じて得た額をいいます。

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。ただし、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、ならびに有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 の1. ～6. までに掲げる金融商品で運用している額の範囲とします。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建て有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- 3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 の1. から6. までに掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 の1. から6. までに掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建て資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを避けるため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が信

託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図をするものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額（以下「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前記1) 1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

委託会社は、信託財産に属する外貨建て資産およびマザーファンドの信託財産に属する外貨建て資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建て資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 借入金の利息は信託財産中より支払います。

〔法令で定める投資制限〕

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（ご参考）**マザーファンドの概要****《1》「パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI」****1．基本方針**

この投資信託は、主として新成長国が発行した米国ドル建て、ユーロ建ての国債に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法**（1）投資対象**

原則として、新成長国が発行した米国ドル建てユーロ建ての国債を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主に新成長国が発行した国債に投資し高水準の利子収入（インカム・ゲイン）の確保を目指して運用します。

組入対象とする新成長国債は、米国ドル建てユーロ建てで発行されている国債に限定します。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。

投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。

組入外貨建て資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が行えない場合があります

（3）投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

《2》「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」

1．基本方針

この投資信託は、主として新成長国が発行した現地通貨建て国債等に投資し、安定した収益の確保を図るとともに、中長期的に信託財産の着実な成長を目指します。

2．運用方法

（1）投資対象

新成長国が発行した現地通貨建ての国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債券（クレジット・リンク・ノート）を主要投資対象とします。

（2）投資態度

主に新成長国が発行した国債等に投資し高水準の利子収入（インカム・ゲイン）の確保を目指して運用します。

組入対象とする新成長国債等は、主として現地通貨建てで発行されている国債、あるいはそれと同等の価値を有する現地通貨建て国債連動債券（クレジット・リンク・ノート）とします。

ポートフォリオの構築にあたっては、当該発行国の財務力、経済成長率などのファンダメンタルズ要因と、個別銘柄の直接利回り、最終利回り、バリュエーション、流動性、発行条件などの各種分析に基づき、割安と判断される銘柄を選定して投資します。

投資対象となる新成長国の分散を図り、カントリーリスクをコントロールします。

組入外貨建資産に対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに外貨建て資産の運用に関する権限を委託します。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が行えない場合があります

（3）投資制限

株式への投資割合は、転換社債の転換、ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建て資産への投資割合には、制限を設けません。

有価証券先物取引等は、信託約款に定める範囲で行います。

スワップ取引は、信託約款に定める範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款に定める範囲で行います。

3【投資リスク】

（１）当ファンドのリスク

当ファンドは、主として2つのマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に新成長国債等の値動きのある有価証券（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）を主要投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属しますので、お申込みにあたりましては、当ファンドの内容・リスクを十分にご理解のうえ、お申込みください。

当ファンドが有する主なリスク要因として、以下の項目が挙げられます。

価格変動リスク

当ファンドが投資する債券は、一般に、経済、社会情勢、企業業績ならびに市場の需給等の影響を受け、変動します。組入銘柄の価格の下落は、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化等の理由により、価格の下落、利息・元本・償還金の支払不能または債務不履行（デフォルト）等の影響を受け、基準価額が下落することがあります。当ファンドの組入対象となる新成長国の国債等は、先進国などの格付けが上位の国と比較して高い利回りを提供する一方、債券価格の変動がより大きく、支払遅延またはデフォルトするリスクが相対的に高いと考えられます。国債の発行国の信用力は一般的に格付会社により評価されますが、格付けが低いほど債務不履行の可能性が高いことを意味します。発行国の財務状況の悪化、社会情勢の変化等により格付けが低下することにより、債券価格が下落することがあります。

金利変動リスク

金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

為替変動リスク

当ファンドは外貨建ての債券に投資しますので、外貨建て資産を保有します。一般的に外国為替相場は、金利変動、政治・経済情勢、需給その他様々な要因により変動します。この影響を受け外貨建て資産の価格が変動し、基準価額が下落することがあります。

また当ファンドは、米国ドル建て、ユーロ建て債券以外に現地通貨建て債券にも投資することから、相対的に高い為替変動リスクを有します。

新成長国のリスク（カントリーリスク）

新成長国債券投資には、先進国と比較して政治・経済および社会情勢の変化が債券価格に及ぼす影響が相対的に高い可能性があります。発行国における経済危機、政治不安、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結等の規制の導入、自然災害、戦争などの際には、通常の運用を行えない場合があります。これらの事象により基準価額に大きな影響を与える可能性があります。また当ファンドは、現地通貨建て債券にも投資することから、通貨交換が行えないリスクや流動性リスクを有します。したがって、当ファンドが投資対象とする新成長国の市場は、市場環境や社会情勢の著しい悪化を受けた場合等には、投資資金を日本円に戻すのに日数がかかる場合があります。解約代金の支払日が遅延する可能性があります。

流動性リスク

有価証券を売買しようとする場合に、当該有価証券の需給状況により、希望する時期および価格で売買できないリスクをいいます。この影響を受け基準価額が下落する要因になることがあります。なお、当ファンドは新成長国債等に投資することから、先進国債に比べ相対的に高い流動性リスクを有します。

その他のリスク・留意点

１）カウンターパーティーリスク

当ファンドでは、証券取引、為替取引、スワップ取引等の相対取引を行うことがありますが、これには取引相手方の決済不履行リスクが伴います。

２）有価証券先物等に伴うリスク

当ファンドでは、有価証券先物取引等を利用することがありますので、このような場合にはファンドの基準価額は有価証券先物等の価格変動の影響を受けます。

3) 解約によるファンドの資金流出に伴うリスク

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券を大量に売却（先物取引については反対売買）しなければならないことがあります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって基準価額が大きく下落することがあります。

4) 資産規模に関するリスク

当ファンドの資産規模によっては、運用方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。

5) 収益分配に関わるリスク

当ファンドは、毎月の決算日に収益分配方針にしたがい分配を行います。ただし、委託会社の判断により、分配が行われないこともあります。また、基準価額が元本を下回っていても、分配が行われる場合があります。

6) 繰上償還に関わる留意点

当ファンドは、残存口数が5億口を下回った場合には、繰上償還されることがあります。

7) お申込み、解約等に関する留意点

当ファンドは、ロンドン、ニューヨークのいずれかの銀行休業日と同日の場合には、お申込みおよび解約はできません。なお、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむをえない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場封鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託会社の判断で申込みおよび解約の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

8) ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

9) クレジット・リンク・ノート（CLN）に関する留意点

クレジット・リンク・ノートは、信用リスクを別の債券の信用に結びつけた債券です。当ファンドが投資対象とするクレジット・リンク・ノートは、現地通貨建て国債に投資するのと同様の投資効果がありますが、同様のリスクも負うことになります。

10) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆる「クーリング・オフ」）の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社におけるリスク管理体制は、次の通りです。

1) 運用評価部

運用資産にかかる運用リスクの低減および顕在化の防止に努めます。

また、運用実績の分析および評価を行い運用評価委員会に上程します。

2) コンプライアンス部

運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。

また、適正なるコンプライアンスを実現するための施策を行います。

3) 内部統制委員会

月1回開催、コンプライアンス部の報告に基づき、諸法令等の遵守状況についての審議および体制整備等の適正な運用に資する対応を図ります。

4) 運用評価委員会

月1回以上開催、運用実績の分析および評価を総合的に審議し、必要に応じて運用改善のための対応を図ります。

当ファンドが投資するマザーファンドにおける、外貨建て資産の運用に関する権限の委託先である投資

顧問会社（パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド）の、リスク管理体制は以下の通りです。

- 1）リスク管理部門においては、運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングし、問題点が発生した場合は、ファンドマネジャーに是正勧告を行うとともに売買監視委員会に報告します。
 - 2）売買監視委員会は、四半期ごとにチェック状況等につき審議します。
 - 3）パフォーマンス評価部門においては、運用実績の評価分析を行い運用に反映します。
- 前記リスク管理体制等は、今後変更になることがあります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初、１口当たり１円）に対し3.675%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、申込手数料はかかりません。

詳しくは、販売会社もしくは委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.68%（税抜年1.6%）の率を乗じて得た金額とします。委託会社、受託会社および各販売会社の配分についての内訳は次の通りです。

（信託報酬は、消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）

《信託報酬の内訳》

	各販売会社の純資産残高		
	50億円以下の部分に対して	50億円超200億円以下の部分に対して	200億円超の部分に対して
信託報酬	1.68%（税抜1.60%）		
委託会社	0.8715% （税抜0.83%）	0.8190% （税抜0.78%）	0.7665% （税抜0.73%）
販売会社	0.7350% （税抜0.70%）	0.7875% （税抜0.75%）	0.8400% （税抜0.80%）
受託会社	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）	0.0735% （税抜0.07%）

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの運用の権限を委託する投資顧問会社への報酬、信託財産の計算に関する委託会社の事務代行を行う会社への事務代行手数料、信託財産の財務諸表の監査を行う監査法人に対する費用および目論見書・運用報告書の作成等に要する費用が含まれます。なお、信託報酬は、毎決算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払うものとします。

マザーファンドの運用にかかる権限の委託先への報酬は、年率0.40%以内の率を乗じて得た額とし、マザーファンドの毎計算期間の末日において、委託会社が受取る報酬から支払うものとします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息を信託財産中から支払います。

証券取引に伴う手数料等、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。このほか、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産に属する有価証券等の保管を外国の金融機関に委任する場合の保管費用についても信託財産が負担します。

信託財産において一部解約および分配金の再投資に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入の指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

その他手数料等は、事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載しておりません。

（１）～（４）の費用・手数料等には、保有期間に応じて異なるものや、事前に計算できないものが含まれているため、その合計額、上限額、計算方法等を表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上の取扱いについて

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告をして、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することも可能です。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

一部解約時および償還時の差益については、申告分離課税が適用され、10%（所得税7%および地方税3%）の税率となります。なお、前記10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となります。

法人の受益者に対する課税

普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%の所得税が源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、前記7%（所得税7%）の税率は、平成24年1月1日からは15%（所得税15%）となります。

原則として、益金不算入制度は適用されません。

* 1 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、分配金受取りコースと分配金再投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

* 2 特別分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

前記は平成23年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等においては、税率等の課税上のお取扱いが変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成23年4月28日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	150,174,704,876	98.61
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,110,767,447	1.39
合計（純資産総額）		152,285,472,323	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

1. 組入上位銘柄

(平成23年4月28日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国債券 マザーファンド	82,461,508,628	1.2684	104,594,177,544	1.2814	105,666,177,155	69.39
日本	親投資信託 受益証券	パインブリッジ 新成長国債券 マザーファンド	38,848,326,544	1.1534	44,807,659,836	1.1457	44,508,527,721	29.23

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率です。

2. 種類別投資比率

(平成23年4月28日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.61
合計	98.61

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額（円）		基準価額（円）	
第1特定期間末 （平成18年3月20日）	（分配付） （分配落）	15,183,394,352 14,890,342,706	（分配付） （分配落）	11,034 10,649
第2特定期間末 （平成18年9月20日）	（分配付） （分配落）	39,551,972,553 38,338,097,396	（分配付） （分配落）	10,637 10,197
第3特定期間末 （平成19年3月20日）	（分配付） （分配落）	76,542,933,427 73,858,275,367	（分配付） （分配落）	11,100 10,625
第4特定期間末 （平成19年9月20日）	（分配付） （分配落）	104,339,987,138 100,188,540,593	（分配付） （分配落）	10,833 10,338
第5特定期間末 （平成20年3月21日）	（分配付） （分配落）	102,795,615,166 98,248,416,852	（分配付） （分配落）	9,225 8,795
第6特定期間末 （平成20年9月22日）	（分配付） （分配落）	129,077,770,160 122,454,477,794	（分配付） （分配落）	9,194 8,674
第7特定期間末 （平成21年3月23日）	（分配付） （分配落）	98,190,186,071 91,250,398,450	（分配付） （分配落）	6,611 6,131
第8特定期間末 （平成21年9月24日）	（分配付） （分配落）	126,620,985,253 119,845,471,482	（分配付） （分配落）	7,224 6,804
第9特定期間末 （平成22年3月23日）	（分配付） （分配落）	153,379,626,148 145,045,695,880	（分配付） （分配落）	7,111 6,691
第10特定期間末 （平成22年9月21日）	（分配付） （分配落）	171,223,064,550 161,197,092,259	（分配付） （分配落）	6,860 6,440
第11特定期間末 （平成23年3月22日）	（分配付） （分配落）	159,712,528,528 148,765,612,057	（分配付） （分配落）	6,135 5,715
平成22年 4月末日		160,882,530,898		7,087
5月末日		153,049,904,001		6,544
6月末日		152,305,889,963		6,362
7月末日		157,644,012,470		6,457
8月末日		156,733,158,026		6,322
9月末日		162,021,051,326		6,431
10月末日		159,422,891,950		6,225
11月末日		159,637,753,330		6,147
12月末日		155,799,977,695		5,925
平成23年 1月末日		153,746,595,356		5,813
2月末日		151,259,506,727		5,743
3月末日		152,658,969,579		5,881
4月末日		152,285,472,323		5,933

特定期間末の純資産総額（分配付）および基準価額（分配付）は、当該特定期間末における純資産総額（分配落）および基準価額（分配落）の金額に、当該特定期間中に支払われた収益分配金の累計額を加算した額を表示しております。

基準価額は、10,000口当たりの純資産額を表示しております。

【分配の推移】

期 間		1 万口当たりの分配金
第1特定期間	自 平成17年9月30日	385円
	至 平成18年3月20日	
第2特定期間	自 平成18年3月21日	440円
	至 平成18年9月20日	
第3特定期間	自 平成18年9月21日	475円
	至 平成19年3月20日	
第4特定期間	自 平成19年3月21日	495円
	至 平成19年9月20日	
第5特定期間	自 平成19年9月21日	430円
	至 平成20年3月21日	
第6特定期間	自 平成20年3月22日	520円
	至 平成20年9月22日	
第7特定期間	自 平成20年9月23日	480円
	至 平成21年3月23日	
第8特定期間	自 平成21年3月24日	420円
	至 平成21年9月24日	
第9特定期間	自 平成21年9月25日	420円
	至 平成22年3月23日	
第10特定期間	自 平成22年3月24日	420円
	至 平成22年9月21日	
第11特定期間	自 平成22年9月22日	420円
	至 平成23年3月22日	

【収益率の推移】

	期 間	収 益 率
第1特定期間	自 平成17年9月30日	10.34%
	至 平成18年3月20日	
第2特定期間	自 平成18年3月21日	0.11%
	至 平成18年9月20日	
第3特定期間	自 平成18年9月21日	8.86%
	至 平成19年3月20日	
第4特定期間	自 平成19年3月21日	1.96%
	至 平成19年9月20日	
第5特定期間	自 平成19年9月21日	10.77%
	至 平成20年3月21日	
第6特定期間	自 平成20年3月22日	4.54%
	至 平成20年9月22日	
第7特定期間	自 平成20年9月23日	23.78%
	至 平成21年3月23日	
第8特定期間	自 平成21年3月24日	17.83%
	至 平成21年9月24日	
第9特定期間	自 平成21年9月25日	4.51%
	至 平成22年3月23日	
第10特定期間	自 平成22年3月24日	2.53%
	至 平成22年9月21日	
第11特定期間	自 平成22年9月22日	4.74%
	至 平成23年3月22日	

（注）収益率は次の計算式により算出しております。

収益率 = (当特定期間末分配落基準価額 + 当特定期間中分配金累計額 - 前特定期間末分配落基準価額) ÷ 前特定期間末分配落基準価額 × 100

ただし、第1特定期間については前特定期間末分配落基準価額の代わりに、1万口当たり当初元本額（10,000円）を用いております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1特定期間	14,013,248,809	30,557,290
第2特定期間	24,231,358,591	617,248,768
第3特定期間	35,309,165,300	3,392,325,360
第4特定期間	33,345,437,518	5,948,117,632
第5特定期間	19,742,303,803	4,938,177,722
第6特定期間	34,876,253,603	5,417,166,462
第7特定期間	14,981,021,544	7,319,691,197
第8特定期間	30,696,629,478	3,383,672,808
第9特定期間	45,821,914,368	5,192,236,999
第10特定期間	41,556,344,860	8,034,791,003
第11特定期間	27,965,446,293	17,947,039,360

（注１）上記はすべて本邦内における設定、解約の実績口数です。

（注２）第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ご参考）マザーファンドの運用状況

《1》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

（1）投資状況

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	トルコ	4,978,557,064	10.32
	ブラジル	4,389,307,412	9.10
	ロシア	3,380,889,459	7.01
	ペルー	2,947,883,500	6.11
	フィリピン	2,848,124,700	5.90
	メキシコ	2,410,687,711	5.00
	ベネズエラ	2,308,059,230	4.78
	コロンビア	2,297,219,006	4.76
	ポーランド	2,182,776,868	4.53
	アルゼンチン	2,074,254,309	4.30
	パナマ	2,000,727,702	4.15
	インドネシア	1,997,862,527	4.14
	ウクライナ	1,768,853,959	3.67
	ハンガリー	1,576,174,032	3.27
	ウルグアイ	1,429,915,666	2.96
	クロアチア	1,279,376,856	2.65
	ドミニカ共和国	1,227,246,091	2.54
	カタール	988,721,316	2.05
	南アフリカ	868,513,104	1.80
	スリランカ	641,106,360	1.33
	エルサルバドル	617,787,432	1.28
	韓国	494,036,975	1.02
	リトアニア	465,804,000	0.97
	セルビア	286,638,427	0.59
	バミューダ	142,785,342	0.30
	小 計	45,603,309,048	94.54
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,634,085,863	5.46
合計（純資産総額）		48,237,394,911	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（平成23年4月28日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ロシア	国債 証券	RUSSIAN FEDERATION 7.500% 2030/3/31	30,467,030	9,562.31	2,913,354,903	9,572.57	2,916,480,819	6.05
ベネズ エラ	国債 証券	REPUBLIC OF VENEZUELA 12.750% 2022/8/23	19,490,000	7,085.48	1,380,961,526	7,120.44	1,387,773,756	2.88
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.750% 2025/2/4	11,937,000	11,080.80	1,322,715,096	11,101.31	1,325,164,568	2.75
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU 7.350% 2025/7/21	14,000,000	9,972.72	1,396,180,800	9,234.00	1,292,760,000	2.68
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA 6.700% 2036/1/26	13,000,000	9,184.75	1,194,017,760	9,172.44	1,192,417,200	2.47
フィリ ピン	国債 証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES 8.375% 2019/6/17	11,300,000	10,403.64	1,175,611,320	10,362.60	1,170,973,800	2.43
ポーラ ンド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT 6.375% 2019/7/15	12,356,000	9,120.15	1,126,886,356	9,092.32	1,123,448,284	2.33
アルゼ ンチン	国債 証券	REPUBLIC OF ARGENTINA 8.280% 2033/12/31	15,187,304.3	7,141.95	1,084,670,571	7,202.51	1,093,868,628	2.27
ウクラ イナ	国債 証券	UKRAINE GOVERNMENT 7.950% 2021/2/23	11,600,000	8,341.38	967,600,080	8,577.36	994,973,760	2.06
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.000% 2020/6/5	9,700,000	9,275.04	899,678,880	9,418.68	913,611,960	1.89
クロア チア	国債 証券	REPUBLIC OF CROATIA 6.625% 2020/7/14	10,560,000	8,413.20	888,433,920	8,608.14	909,019,584	1.88
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.000% 2016/9/26	9,000,000	9,316.08	838,447,200	9,377.64	843,987,600	1.75
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES 5.950% 2019/3/19	8,944,000	9,197.06	822,585,404	9,184.75	821,484,218	1.70
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.000% 2018/1/15	8,400,000	9,673.12	812,542,752	9,705.96	815,300,640	1.69
ポーラ ンド	国債 証券	REPUBLIC OF POLAND 5.125% 2021/4/21	9,400,000	8,112.04	762,532,557	8,162.85	767,308,464	1.59
ペルー	国債 証券	REPUBLIC OF PERU 8.750% 2033/11/21	7,126,000	11,244.95	801,315,849	10,342.07	736,976,620	1.53
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.375% 2025/2/5	7,500,000	9,459.72	709,479,000	9,603.36	720,252,000	1.49
メキシコ	国債 証券	UNITED MEXICAN STATES 5.125% 2020/1/15	8,316,000	8,643.02	718,753,875	8,626.60	717,388,721	1.49
ブラジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 8.875% 2019/10/14	6,500,000	10,855.08	705,580,200	10,875.60	706,914,000	1.47
ドミニカ 共和国	国債 証券	REPUBLIC OF DOMINICAN 7.500% 2021/5/6	8,190,000	8,433.72	690,721,668	8,577.36	702,485,784	1.46
パナマ	国債 証券	REPUBLIC OF PANAMA 5.200% 2020/1/30	7,800,000	8,684.06	677,356,992	8,700.48	678,637,440	1.41
スリラ ンカ	国債 証券	REPUBLIC OF SRI LANKA 6.250% 2020/10/4	7,850,000	8,021.11	629,657,513	8,166.96	641,106,360	1.33
トルコ	国債 証券	REPUBLIC OF TURKEY 7.250% 2015/3/15	6,540,000	9,316.08	609,271,632	9,346.86	611,284,644	1.27
ハンガ リー	国債 証券	REPUBLIC OF HUNGARY 7.625% 2041/3/29	6,880,000	8,371.05	575,928,807	8,556.84	588,710,592	1.22
ウルグ アイ	国債 証券	REPUBLIC OF URUGUAY 8.000% 2022/11/18	5,710,000	10,198.44	582,330,924	10,301.04	588,189,384	1.22
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 5.875% 2022/5/30	6,570,000	8,710.74	572,295,618	8,844.12	581,058,684	1.20
フィリ ピン	国債 証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES 9.500% 2030/2/2	5,000,000	11,696.40	584,820,000	11,409.12	570,456,000	1.18

ベネズエラ	国債証券	REPUBLIC OF VENEZUELA 8.500% 2014/10/8	7,330,000	7,202.52	527,944,716	7,703.20	564,645,146	1.17
ペルー	国債証券	REPUBLIC OF PERU 6.550% 2037/3/14	6,650,000	9,082.15	603,963,108	8,208.00	545,832,000	1.13
ウクライナ	国債証券	UKRAINE GOVERNMENT 7.750% 2020/9/23	6,220,000	8,341.38	518,833,836	8,552.73	531,980,179	1.10

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注２）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

２．種類別投資比率

（平成23年4月28日現在）

種 類	投資比率（％）
国債証券	94.54
合 計	94.54

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《２》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

（１）投資状況

（平成23年4月28日現在）

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	トルコ	13,659,499,394	11.97
	ポーランド	12,692,392,662	11.13
	南アフリカ	11,440,167,106	10.03
	ハンガリー	9,848,135,845	8.63
	メキシコ	9,747,923,484	8.55
	ブラジル	8,819,666,246	7.73
	インドネシア	8,002,711,439	7.02
	マレーシア	7,894,532,638	6.92
	ロシア	7,116,102,825	6.24
	タイ	6,040,280,151	5.30
	コロンビア	4,270,357,142	3.74
	チリ	2,777,091,139	2.43
	ペルー	2,014,098,057	1.77
	アルゼンチン	1,456,066,516	1.28
	フィリピン	448,717,049	0.39
	小 計	106,227,741,693	93.12
社債券	アメリカ	2,315,829,217	2.03
投資信託証券	アイルランド	3,418,317,459	3.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,111,037,772	1.85
合計（純資産総額）		114,072,926,141	100.00

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

（注２）新成長国債連動債（CLN）は、社債券に区別されますが、実質的に現地通貨建ての国債に投資しているのと同様の投資効果を有します。

（注３）投資信託証券は、BRICS諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国の４カ国）の公社債に、実質的にBRICS諸国の通貨建てで投資しているのと同様の投資効果を有します。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

１．組入上位30銘柄（平成23年4月28日現在）

国／ 地域	種類	銘柄名	数量 （額面）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
ロシア	国債 証券	RUSSIA FOREIGN BOND 7.850% 2018/3/10	2,230,000,000	305.69	6,817,047,510	319.10	7,116,102,825	6.24
ポーラ ンド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT 6.250% 2015/10/24	147,500,000	3,158.38	4,658,611,303	3,168.23	4,673,147,368	4.10
コロ ン ビア	国債 証券	REP OF COLOMBIA(DUAL) 7.750% 2021/4/14	83,703,000,000	5.17	4,328,101,331	5.10	4,270,357,142	3.74
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.500% 2026/12/21	275,000,000	1,405.62	3,865,463,162	1,441.03	3,962,852,190	3.47
トルコ	国債 証券	TURKEY GOVERNMENT 11.000% 2014/8/6	68,000,000	5,720.18	3,889,727,670	5,738.32	3,902,058,484	3.42
マレー シア	国債 証券	MALAYSIAN GOVERNMENT 3.741% 2015/2/27	131,000,000	2,799.08	3,666,801,432	2,802.60	3,671,406,000	3.22
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 13.500% 2015/9/15	229,500,000	1,504.88	3,453,712,130	1,511.32	3,468,486,652	3.04
アイル ランド	投資信 託証券	パインブリッジBRIC ボンド・ファンド	400,321.516	8,206.60	3,285,280,410	8,538.93	3,418,317,459	3.00
ブラ ジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.500% 2022/1/5	54,500,000	6,049.09	3,296,756,775	6,218.94	3,389,322,300	2.97
ポーラ ンド	国債 証券	POLAND GOVERNMENT 5.750% 2014/4/25	100,000,000	3,127.17	3,127,171,280	3,125.54	3,125,546,992	2.74
トルコ	国債 証券	TURKEY GOVERNMENT 10.000% 2015/6/17	53,500,000	5,556.35	2,972,651,472	5,629.36	3,011,712,113	2.64
ハンガ リー	国債 証券	HUNGARY GOVERNMENT 6.750% 2017/2/24	6,550,000,000	45.61	2,988,093,855	45.78	2,999,135,307	2.63
メキ シコ	国債 証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 7.750% 2017/12/14	352,800,000	743.04	2,621,451,281	746.34	2,633,102,337	2.31
インド ネシア	国債 証券	INDONESIA GOVERNMENT 11.000% 2025/9/15	218,750,000,000	1.10	2,418,387,300	1.16	2,548,007,700	2.23
メキ シコ	国債 証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 10.000% 2024/12/5	268,000,000	851.14	2,281,071,777	864.01	2,315,550,552	2.03
マレー シア	国債 証券	MALAYSIAN GOVERNMENT 4.378% 2019/11/29	80,000,000	2,850.07	2,280,056,960	2,849.47	2,279,583,078	2.00
メキ シコ	国債 証券	MEXICAN BONDS DESARP FIX 8.000% 2020/6/11	301,500,000	747.24	2,252,948,094	753.62	2,272,185,405	1.99
トルコ	国債 証券	TURKEY GOVT INFL IX 10.000% 2012/2/15	28,550,000	5,843.33	2,263,244,138	5,786.49	2,258,659,257	1.98
ハンガ リー	国債 証券	HUNGARY GOVERNMENT 5.500% 2014/2/12	5,000,000,000	44.50	2,225,484,450	44.97	2,248,877,385	1.97
ハンガ リー	国債 証券	HUNGARY GOVERNMENT 8.000% 2015/2/12	4,500,000,000	47.59	2,141,791,308	47.98	2,159,455,464	1.89
ブラ ジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.000% 2017/1/1	43,800,000	4,775.79	2,091,796,261	4,827.95	2,114,644,939	1.85
タイ	国債 証券	THAILAND GOVERNMENT 3.875% 2019/6/13	740,000,000	281.32	2,081,790,391	282.66	2,091,705,275	1.83
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.250% 2020/1/15	178,000,000	1,134.24	2,018,959,677	1,158.42	2,062,001,355	1.81
ブラ ジル	国債 証券	REPUBLIC OF BRAZIL 10.000% 2014/1/1	39,000,000	5,001.18	1,950,461,255	5,070.23	1,977,393,237	1.73
トルコ	国債 証券	TURKEY GOVERNMENT 16.000% 2012/3/7	34,100,000	5,828.55	1,987,537,599	5,754.56	1,962,305,062	1.72
南アフ リカ	国債 証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.000% 2018/12/21	159,000,000	1,201.08	1,909,728,086	1,224.41	1,946,826,909	1.71
インド ネシア	国債 証券	INDONESIA GOVERNMENT 12.800% 2021/6/15	150,000,000,000	1.25	1,876,453,920	1.28	1,934,745,120	1.70

タイ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT 3.625% 2015/5/22	635,000,000	278.30	1,767,265,885	277.66	1,763,178,147	1.55
ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT 5.250% 2020/10/25	59,200,000	2,886.44	1,708,776,652	2,916.55	1,726,600,110	1.51
メキシコ	国債証券	MEXICAN FIXED RATE BONDS 8.000% 2015/12/17	214,000,000	747.79	1,600,281,774	752.73	1,610,851,830	1.41

（注１）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率です。

（注２）外貨建て資産に属する銘柄の帳簿価額および評価額は、対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算したものです。

（注３）投資信託証券の「パインブリッジBRICボンド・ファンド」は、BRICs諸国（ブラジル、ロシア、インド、中国の４カ国）の公社債に、実質的にBRICs諸国の通貨建てで投資しているのと同様の投資効果を有する投資信託証券です。

２．種類別投資比率

（平成23年4月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	93.12
社債券	2.03
投資信託証券	3.00
合計	98.15

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率です。

投資不動産物件

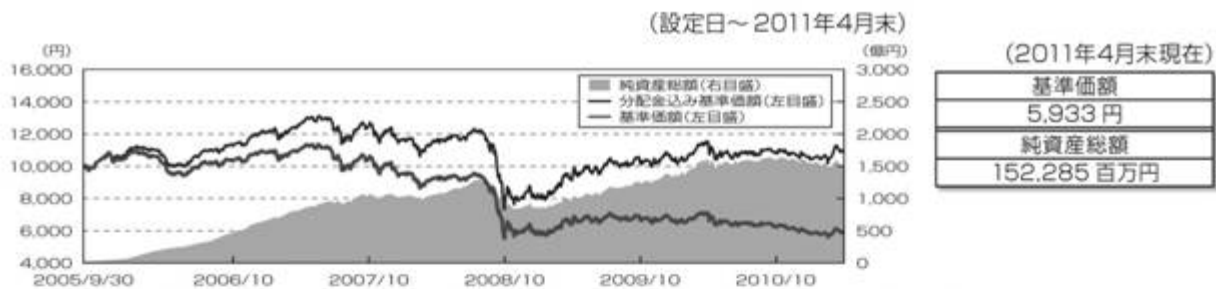
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》

基準価額・純資産の推移



※上記の分配金込み基準価額は、過去に支払われた分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

分配の推移

2011年4月	70円	2010年10月	70円	直近1年間累計	840円
3月	70円	9月	70円	設定累計	4,975円
2月	70円	8月	70円		
1月	70円	7月	70円		
2010年12月	70円	6月	70円		
11月	70円	5月	70円		

(1万口あたり、課税前)

主要な資産の状況

パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI	29.23%
パインブリッジ新成長国債券マザーファンドII	69.39%
キャッシュ (コール・ローン、その他)	1.39%
合計	100.00%

● マザーファンドの主要な資産の状況

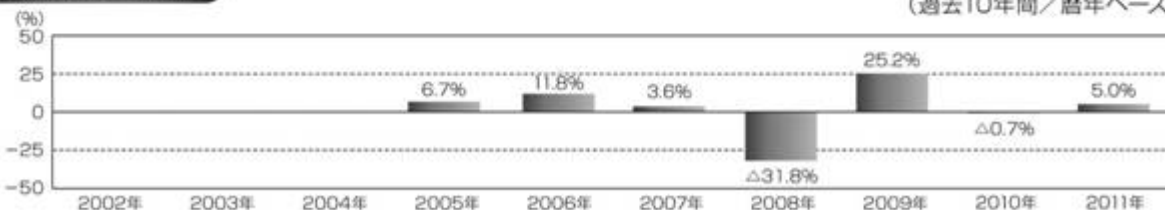
(2011年4月末現在)

	パインブリッジ新成長国債券マザーファンドI		パインブリッジ新成長国債券マザーファンドII	
		比率(%)		比率(%)
国別投資比率 (組入上位5カ国)	トルコ	10.32	トルコ	11.97
	ブラジル	9.10	ポーランド	11.13
	ロシア	7.01	南アフリカ	10.03
	ペルー	6.11	ハンガリー	8.63
	フィリピン	5.90	メキシコ	8.55
主要投資対象 (組入上位5銘柄)	RUSSIAN FEDERATION 7.500% 2030/3/31	6.05	RUSSIA FOREIGN BOND 7.850% 2018/3/10	6.24
	REPUBLIC OF VENEZUELA 12.750% 2022/8/23	2.88	POLAND GOVERNMENT 6.250% 2015/10/24	4.10
	REPUBLIC OF BRAZIL 8.750% 2025/2/4	2.75	REP OF COLOMBIA (DUAL) 7.750% 2021/4/14	3.74
	REPUBLIC OF PERU 7.350% 2025/7/21	2.68	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.500% 2026/12/21	3.47
	REPUBLIC OF PANAMA 6.700% 2036/1/26	2.47	TURKEY GOVERNMENT 11.000% 2014/8/6	3.42

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移

(過去10年間/暦年ベース)



※ファンドの収益率は分配金込み基準価額を基に算出しています。また、2005年は設定日(9月30日)から年末まで、2011年は年初から4月末までの騰落率を表示しています。なお、当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は過去の実績であり、将来の投資成果等をお約束するものではありません。
最新の運用状況は、委託会社または販売会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）取得申込の受付

申込期間

平成22年12月18日（土）から平成23年12月19日（月）まで

申込期間は、当該期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

取得申込の受付

- 1）受益権の取得申込は、原則として、申込期間中の販売会社の営業日に受付けます。ただし、取得申込日がロンドン、ニューヨークのいずれかの銀行休業日と同日の場合は、取得申込の受付を行いません。
- 2）取得申込の受付時間は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからのお申込みは、翌営業日のお取扱いとさせていただきます。取得申込の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社までお問い合わせください。

《委託会社の照会先》

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話番号 03-5208-5858（受付時間は営業日の9:00～17:00）

ホームページ <http://www.pinebridge.co.jp/>

- 3）運用の基本方針等の観点から受益者にとって不利益と判断する場合には、委託会社の判断で取得のお申込みを受付けない場合があります。また、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。
- 4）取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

（2）申込単位・申込価額

申込単位

- 1）お申込単位は、販売会社が定めるものとします。
- 2）収益分配金の受取方法により、収益分配金を受取る「分配金受取りコース」と分配金を税引き後再投資する「分配金再投資コース」の2つの申込コースがあります。取得申込時にいずれかの申込コースを選択いただきます。

なお、原則として、取得申込手続完了後の申込コースの変更はできません。

販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合や、お取扱コースおよびお申込単位が異なる場合があります。詳細は、販売会社もしくは委託会社までお問い合わせください。

申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初1口当たり1円）に対し3.675%（税抜3.5%）の率を乗じて得た額を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める申込手数料を加算した価額とします。

なお、収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として信託約款に規定する毎計算期間終了日の基準価額とします。

販売会社ごとの手数料については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

（1）解約請求の受付

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することが

できます。解約請求を受益者がするとき、振替受益権をもって行うものとします。なお、販売会社によっては、解約単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

一部解約の実行の請求は、販売会社の営業日に受付けます。ただし、ロンドン、ニューヨークのいずれかの銀行休業日と同日の場合には解約請求を受付けません。

解約請求の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。これら受付時間を過ぎてからの解約請求は翌営業日のお取扱いとなります。解約請求の受付時間は販売会社により異なる場合があります。詳しくは各販売会社または委託会社までお問い合わせください。

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取消すことがあります。

前記により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、後記（２）解約価額 の規定に準じて算出された価額とします。

（２）解約価額

一部解約時の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約時の価額は、委託会社の営業日に日々算出され、当該価額は販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

解約代金のお支払いは、解約の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

組入外国債券の評価は、原則として証券会社、銀行等が提示する価額（売気配相場を除く）、または価格情報会社の提供する価額のいずれかにより評価します。外貨建て資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出され、委託会社および販売会社で1万口当たりの価額として発表されます。基準価額については、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行しており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しません。

（３）【信託期間】

無期限とします。

信託期間を繰上げて償還することがあります。（後記（５）その他 信託の終了 をご参照ください。）

（４）【計算期間】

原則として、毎月21日から翌月20日までとします。

前記原則により、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

１）投資信託契約の解約

- １．委託会社は、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは投資信託契約の一部解約により、受益権の口数が5億口を下ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２．委託会社は、前記１．の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ３．前記２．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ４．前記３．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記１．の投資信託契約の解約をしません。
- ５．委託会社は、この投資信託契約の解約をしないこととしたときには、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ６．前記３．から５．までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記３．の一定期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

２）投資信託契約に関する監督官庁の命令等による場合の信託終了

- １．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。
- ２．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記信託約款の変更４）に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。

３）受託会社の辞任および解任の場合の信託終了

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は信託約款の規定にしたがい新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- １）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ２）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前記1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 3) 前記2)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4) 前記3)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1)の信託約款を変更しません。
- 5) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつこれらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1)から5)までの規定にしたがいます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

反対者の買取請求権

ファンドの投資信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、原則として6ヵ月毎（3月および9月）および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

また、このほか運用状況等に関するレポートを定期的に作成・更新しており、各販売会社または委託会社のホームページにて入手することができます。

委託会社ホームページ http://www.pinebridge.co.jp/

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係会社との契約の更改

1. 販売会社との契約

委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」には、販売会社の行う受益権の募集、一部解約請求、収益分配金および償還金の支払い等の取扱い等が規定されています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

2. マザーファンドの投資顧問会社との契約

委託会社と委託会社がマザーファンドの信託財産の運用にかかる指図権を委託するものとの間に締結する契約で、マザーファンドの信託財産の運用委託権限の範囲、議決権行使の指図、発注権限、運用状況の報告内容、報酬等が定められています。なお、契約の有効期間は1年とし、期間満了の3ヵ月前までに、いずれからも別段の意思表示がない場合は自動更新となります。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次の通りです。

収益分配金に対する請求権

受益者は収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

分配金受取りコースの収益分配金

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、収益分配金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

分配金再投資コースの収益分配金

収益分配金は、原則として、税引き後、無手数料で毎計算期間終了日の翌営業日に自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

一部解約の実行請求権

受益者は、信託財産の一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求する権利を有します。

一部解約金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社を通じてお支払いします。

償還金に対する請求権

受益者は償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日から起算して5営業日までに販売会社を通じてお支払いします。

なお、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、償還金を請求する権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

反対者の買取請求権

信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10特定期間（平成22年3月24日から平成22年9月21日まで）及び第11特定期間（平成22年9月22日から平成23年3月22日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

パインブリッジ新成長国債券プラス

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10特定期間 (平成22年9月21日現在)	第11特定期間 (平成23年3月22日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,891,168,945	3,282,363,070
親投資信託受益証券	160,456,249,702	147,741,932,371
未収入金	-	300,000,000
未収利息	6,336	6,294
流動資産合計	163,347,424,983	151,324,301,735
資産合計	163,347,424,983	151,324,301,735
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,752,097,848	1,822,226,696
未払解約金	164,708,629	533,055,190
未払受託者報酬	10,216,773	8,899,091
未払委託者報酬	223,309,474	194,508,701
流動負債合計	2,150,332,724	2,558,689,678
負債合計	2,150,332,724	2,558,689,678
純資産の部		
元本等		
元本	250,299,692,633	260,318,099,566
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,102,600,374	111,552,487,509
（分配準備積立金）	20,204,138	3,835,313
元本等合計	161,197,092,259	148,765,612,057
純資産合計	161,197,092,259	148,765,612,057
負債純資産合計	163,347,424,983	151,324,301,735

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10特定期間 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第11特定期間 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
営業収益		
受取利息	1,026,703	726,932
有価証券売買等損益	5,179,820,751	6,614,317,331
営業収益合計	5,180,847,454	6,613,590,399
営業費用		
受託者報酬	57,189,517	58,147,197
委託者報酬	1,249,999,395	1,270,931,662
営業費用合計	1,307,188,912	1,329,078,859
営業利益又は営業損失（ ）	3,873,658,542	7,942,669,258
経常利益又は経常損失（ ）	3,873,658,542	7,942,669,258
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,873,658,542	7,942,669,258
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,240,017	80,629,953
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	71,732,442,896	89,102,600,374
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,745,129,742	7,093,632,530
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,745,129,742	7,093,632,530
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,938,733,454	10,734,563,889
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,938,733,454	10,734,563,889
分配金	10,025,972,291	10,946,916,471
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,102,600,374	111,552,487,509

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第10特定期間 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第11特定期間 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、親投 資信託受益証券の基準価額 で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成22年3月20日、その翌日 及び翌々日が休日のため、前 特定期間末日を平成22年3月 23日としており、平成22年9 月20日が休日のため、当特定 期間末日を平成22年9月21日 としており、このため当特定 期間は182日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成22年9月20日が休日のた め、前特定期間末日を平成22 年9月21日としており、平成 23年3月20日及びその翌日が 休日のため、当特定期間末日 を平成23年3月22日としてお り、このため当特定期間は 182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第10特定期間 (平成22年9月21日現在)	第11特定期間 (平成23年3月22日現在)
1. 期首元本額	216,778,138,776円	250,299,692,633円
期中追加設定元本額	41,556,344,860円	27,965,446,293円
期中一部解約元本額	8,034,791,003円	17,947,039,360円
2. 特定期間末日における受益権の 総数	250,299,692,633口	260,318,099,566口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は89,102,600,374円であり ます。	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は111,552,487,509円であり ます。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第10特定期間 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第11特定期間 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用	271,311,064円	276,755,933円
2. 分配金の計算過程		
	[平成22年3月24日から 平成22年4月20日まで の計算期間]	[平成22年 9月22日から 平成22年10月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	1,142,694,469円	531,174,310円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	15,449,083,491円	12,296,390,975円
分配準備積立金額	1,262,781円	20,066,335円
当ファンドの分配対象収益額	16,593,040,741円	12,847,631,620円
当ファンドの期末残存口数	224,310,302,365口	254,626,962,313口
1万口当たり収益分配対象額	739.73円	504.56円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,570,172,116円	1,782,388,736円
	[平成22年4月21日から 平成22年5月20日まで の計算期間]	[平成22年10月21日から 平成22年11月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	633,459,020円	853,639,343円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	15,476,563,074円	11,234,668,270円
分配準備積立金額	22,289,981円	16,413,500円
当ファンドの分配対象収益額	16,132,312,075円	12,104,721,113円
当ファンドの期末残存口数	231,180,718,746口	258,640,996,212口
1万口当たり収益分配対象額	697.82円	468.01円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,618,265,031円	1,810,486,973円
	[平成22年5月21日から 平成22年6月21日まで の計算期間]	[平成22年11月23日から 平成22年12月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	806,947,382円	588,556,917円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	14,906,355,438円	10,424,474,392円
分配準備積立金額	8,409,127円	16,405,654円
当ファンドの分配対象収益額	15,721,711,947円	11,029,436,963円
当ファンドの期末残存口数	237,363,608,544口	262,087,045,818口
1万口当たり収益分配対象額	662.34円	420.83円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,661,545,259円	1,834,609,320円

	[平成22年6月22日から 平成22年7月20日まで の計算期間]	[平成22年12月21日から 平成23年1月20日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	728,364,672円	788,746,150円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	14,360,644,378円	9,263,085,816円
分配準備積立金額	8,282,592円	16,423,301円
当ファンドの分配対象収益額	15,097,291,642円	10,068,255,267円
当ファンドの期末残存口数	242,359,808,522口	264,218,463,498口
1万口当たり収益分配対象額	622.92円	381.05円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,696,518,659円	1,849,529,244円
	[平成22年7月21日から 平成22年8月20日まで の計算期間]	[平成23年1月21日から 平成23年2月21日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	824,994,895円	654,421,977円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	13,644,343,199円	8,177,740,454円
分配準備積立金額	9,510,659円	38,328,545円
当ファンドの分配対象収益額	14,478,848,753円	8,870,490,976円
当ファンドの期末残存口数	246,767,625,495口	263,953,643,192口
1万口当たり収益分配対象額	586.74円	336.06円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,727,373,378円	1,847,675,502円
	[平成22年8月21日から 平成22年9月21日まで の計算期間]	[平成23年2月22日から 平成23年3月22日まで の計算期間]
費用控除後の配当等収益額	904,744,447円	674,332,928円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	12,926,041,907円	6,923,989,573円
分配準備積立金額	20,042,780円	6,329,443円
当ファンドの分配対象収益額	13,850,829,134円	7,604,651,944円
当ファンドの期末残存口数	250,299,692,633口	260,318,099,566口
1万口当たり収益分配対象額	553.36円	292.12円
1万口当たり分配金額	70.00円	70.00円
収益分配金金額	1,752,097,848円	1,822,226,696円

(金融商品に関する注記)

追加情報

第10特定期間 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第11特定期間 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
---	---

当特定期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-
---	---

金融商品の状況に関する事項

項目	第10特定期間 自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	第11特定期間 自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、親投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第10特定期間 (平成22年9月21日現在)	第11特定期間 (平成23年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第10特定期間 (平成22年9月21日現在)	第11特定期間 (平成23年3月22日現在)
	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額	最終の計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,966,404,369	1,809,890,476
合計	1,966,404,369	1,809,890,476

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	第10特定期間 (平成22年9月21日現在)	第11特定期間 (平成23年3月22日現在)
1口当たり純資産額	0.6440円	0.5715円
(1万口当たり純資産額)	(6,440円)	(5,715円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成23年3月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	パインブリッジ新成長国債券マザーファンド	39,423,253,116	44,169,812,791	
		パインブリッジ新成長国債券マザーファンド	86,180,828,408	103,572,119,580	
合計			125,604,081,524	147,741,932,371	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「パインブリッジ新成長国債債券マザーファンド 」および「パインブリッジ新成長国債債券マザーファンド 」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

「パインブリッジ新成長国債債券マザーファンド 」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,083,655,423	1,533,365,191
コール・ローン		115,410,427	256,493,917
国債証券		56,466,112,982	45,339,634,792
派生商品評価勘定		4,216,480	30,000
未収入金		759,724,875	689,334,299
未収利息		829,903,487	640,937,782
前払費用		56,816,153	50,757,599
流動資産合計		59,315,839,827	48,510,553,580
資産合計		59,315,839,827	48,510,553,580
負債の部			
流動負債			
未払金		1,941,949,384	556,453,800
未払解約金		-	60,000,000
流動負債合計		1,941,949,384	616,453,800
負債合計		1,941,949,384	616,453,800
純資産の部			
元本等			
元本		48,362,633,832	42,745,970,210
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		9,011,256,611	5,148,129,570
元本等合計		57,373,890,443	47,894,099,780
純資産合計		57,373,890,443	47,894,099,780
負債純資産合計		59,315,839,827	48,510,553,580

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。	国債証券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
1. 期首元本額	48,354,167,472円	48,362,633,832円
期中追加設定元本額	800,903,500円	487,948,410円
期中一部解約元本額	792,437,140円	6,104,612,032円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ新成長国債債券プラス	44,074,707,943円	39,423,253,116円
パインブリッジ新成長国債インカムオープン	4,287,925,889円	3,322,371,516円
パインブリッジ新成長国債債券プラス ＜毎月分配タイプ＞	- 円	172,789円
パインブリッジ新成長国債債券プラス ＜年2回決算タイプ＞	- 円	172,789円
合計	48,362,633,832円	42,745,970,210円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	48,362,633,832口	42,745,970,210口

（金融商品に関する注記）

追加情報

自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。 当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
国債証券	3,028,529,153	1,542,077,967
合計	3,028,529,153	1,542,077,967

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成22年9月21日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	ユーロ	783,016,130	-	781,619,383	1,396,747
	買建 米国ドル	783,016,130	-	785,835,863	2,819,733
合計		1,566,032,260	-	1,567,455,246	4,216,480

区分	種類	(平成23年3月22日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米国ドル	243,000,000	-	242,970,000	30,000
合計		243,000,000	-	242,970,000	30,000

(注)時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧

客電信売買相場の仲値で評価しています。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成22年9月21日現在）	（平成23年3月22日現在）
1口当たり純資産額	1.1863円	1.1204円
（1万口当たり純資産額）	（11,863円）	（11,204円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年3月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米国ドル	国債証券	BERMUDA GOVERNMENT 5.6030% 07/20/2020	1,645,000.00	1,743,700.00	
		GABONESE REPUBLIC 8.2000% 12/12/2017	5,250,000.00	5,945,625.00	
		HUNGARY GOVERNMENT 6.2500% 01/29/2020	5,950,000.00	6,083,875.00	
		POLAND GOVERNMENT 6.3750% 07/15/2019	12,356,000.00	13,729,122.28	
		REPUBLIC OF ARGENTINA 7.0000% 10/03/2015	3,730,000.00	3,584,530.00	
		REPUBLIC OF ARGENTINA 8.2800% 12/31/2033	10,764,070.22	9,337,830.91	
		REPUBLIC OF ARGENTINA 2.5000% 12/31/2038	12,705,000.00	5,323,395.00	
		REPUBLIC OF BELARUS 8.7500% 08/03/2015	12,550,000.00	12,095,062.50	
		REPUBLIC OF BRAZIL 6.0000% 01/17/2017	3,600,000.00	4,055,400.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.0000% 01/15/2018	8,400,000.00	9,899,400.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.8750% 10/14/2019	6,500,000.00	8,596,250.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 8.7500% 02/04/2025	11,937,000.00	16,114,950.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 7.1250% 01/20/2037	2,670,000.00	3,177,300.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 11.0000% 08/17/2040	10,000,000.00	13,500,000.00	
		REPUBLIC OF BRAZIL 5.6250% 01/07/2041	8,700,000.00	8,582,550.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 01/27/2017	4,700,000.00	5,557,750.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 03/18/2019	5,051,000.00	6,073,827.50	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 8.1250% 05/21/2024	4,350,000.00	5,524,500.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 7.3750% 09/18/2037	5,140,000.00	6,173,140.00	
		REPUBLIC OF COLOMBIA 6.1250% 01/18/2041	4,310,000.00	4,428,525.00	
		REPUBLIC OF COTE D'IVOIRE 2.5000% 12/31/2032	5,900,000.00	2,138,750.00	
		REPUBLIC OF CROATIA 6.6250% 07/14/2020	10,560,000.00	10,824,000.00	
		REPUBLIC OF CROATIA 6.3750% 03/24/2021	4,440,000.00	4,416,690.00	
		REPUBLIC OF DOMINICAN 9.0400% 01/23/2018	2,732,442.22	3,046,673.07	
		REPUBLIC OF DOMINICAN 7.5000% 05/06/2021	8,190,000.00	8,415,225.00	
		REPUBLIC OF DOMINICAN 8.6250% 04/20/2027	3,060,000.00	3,243,600.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR 7.3750% 12/01/2019	5,000,000.00	5,407,500.00	
		REPUBLIC OF EL SALVADOR 8.2500% 04/10/2032	1,900,000.00	2,071,000.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 6.8750% 01/17/2018	4,900,000.00	5,573,750.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 11.6250% 03/04/2019	3,810,000.00	5,486,400.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 5.8750% 03/13/2020	5,500,000.00	5,905,625.00	
		REPUBLIC OF INDONESIA 8.5000% 10/12/2035	5,000,000.00	6,487,500.00	
		REPUBLIC OF KOREA 7.1250% 04/16/2019	5,100,000.00	6,044,673.00	
		REPUBLIC OF LITHUANIA 7.3750% 02/11/2020	5,000,000.00	5,556,250.00	
		REPUBLIC OF PANAMA 7.2500% 03/15/2015	1,359,000.00	1,578,478.50	
		REPUBLIC OF PANAMA 5.2000% 01/30/2020	7,800,000.00	8,252,400.00	
		REPUBLIC OF PANAMA 6.7000% 01/26/2036	13,000,000.00	14,547,000.00	
		REPUBLIC OF PERU 7.3500% 07/21/2025	14,000,000.00	17,010,000.00	
		REPUBLIC OF PERU 8.7500% 11/21/2033	7,126,000.00	9,762,620.00	
		REPUBLIC OF PERU 6.5500% 03/14/2037	8,700,000.00	9,626,550.00	
		REPUBLIC OF PERU 5.6250% 11/18/2050	5,400,000.00	5,035,500.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 8.3750% 06/17/2019	11,300,000.00	14,322,750.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 6.5000% 01/20/2020	4,100,000.00	4,684,250.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 10.6250% 03/16/2025	4,200,000.00	6,342,000.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 9.5000% 02/02/2030	5,000,000.00	7,125,000.00	
		REPUBLIC OF PHILIPPINES 7.7500% 01/14/2031	4,500,000.00	5,506,875.00	
		REPUBLIC OF POLAND 3.8750% 07/16/2015	3,500,000.00	3,539,655.00	
		REPUBLIC OF SERBIA 6.7500% 11/01/2024	3,453,333.57	3,479,233.57	

		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 5.5000% 03/09/2020	3,300,000.00	3,473,250.00	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 5.8750% 05/30/2022	6,570,000.00	6,972,412.50	
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 6.2500% 03/08/2041	2,980,000.00	2,983,725.00	
		REPUBLIC OF SRI LANKA 6.2500% 10/04/2020	3,150,000.00	3,071,250.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 7.2500% 03/15/2015	6,540,000.00	7,422,900.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 7.0000% 09/26/2016	9,000,000.00	10,215,000.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 6.7500% 04/03/2018	5,500,000.00	6,146,250.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 7.0000% 06/05/2020	9,700,000.00	10,961,000.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 5.6250% 03/30/2021	3,000,000.00	3,067,500.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 7.3750% 02/05/2025	7,500,000.00	8,643,750.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 8.0000% 02/14/2034	3,557,000.00	4,286,185.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 6.8750% 03/17/2036	5,500,000.00	5,850,350.00	
		REPUBLIC OF TURKEY 6.0000% 01/14/2041	3,430,000.00	3,232,775.00	
		REPUBLIC OF URUGUAY 8.0000% 11/18/2022	5,710,000.00	7,094,675.00	
		REPUBLIC OF URUGUAY 7.8750% 01/15/2033	5,000,000.00	6,062,500.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA 8.5000% 10/08/2014	7,330,000.00	6,432,075.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA 5.7500% 02/26/2016	2,100,000.00	1,501,500.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA 12.7500% 08/23/2022	6,500,000.00	5,518,500.00	
		REPUBLIC OF VENEZUELA 9.2500% 09/15/2027	4,430,000.00	3,211,750.00	
		RUSSIAN FEDERATION 5.0000% 04/29/2020	5,800,000.00	5,908,750.00	
		RUSSIAN FEDERATION 12.7500% 06/24/2028	1,600,000.00	2,798,000.00	
		RUSSIAN FEDERATION 7.5000% 03/31/2030	40,473,690.00	47,151,848.85	
		STATE OF QATAR 6.5500% 04/09/2019	3,280,000.00	3,698,200.00	
		UKRAINE GOVERNMENT 7.7500% 09/23/2020	6,220,000.00	6,321,075.00	
		UKRAINE GOVERNMENT 7.9500% 02/23/2021	11,600,000.00	11,788,500.00	
		UNITED MEXICAN STATES 5.9500% 03/19/2019	8,944,000.00	10,021,752.00	
		UNITED MEXICAN STATES 8.1250% 12/30/2019	5,640,000.00	7,444,800.00	
		UNITED MEXICAN STATES 5.1250% 01/15/2020	8,316,000.00	8,756,748.00	
		UNITED MEXICAN STATES 8.3000% 08/15/2031	4,310,000.00	5,829,275.00	
		UNITED MEXICAN STATES 7.5000% 04/08/2033	4,000,000.00	4,900,000.00	
	計		505,819,536.01	555,722,977.68	
				(45,013,561,192)	
				555,722,977.68	
				(45,013,561,192)	
小計					
ユーロ	国債証券	REPUBLIC OF URUGUAY 6.8750% 01/19/2016	2,550,000.00	2,830,500.00	
	計		2,550,000.00	2,830,500.00	
				(326,073,600)	
				2,830,500.00	
				(326,073,600)	
小計					
合計				45,339,634,792	
				(45,339,634,792)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計欄の記載は邦貨額であり、()内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米国ドル	国債証券 78銘柄	100.0%	99.3%
ユーロ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.7%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「パインブリッジ新成長国債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外です。

(1)貸借対照表

区分	注記 事項	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		1,244,948,979	4,874,443,089
コール・ローン		164,018,520	510,066,864
国債証券		109,731,791,575	100,730,003,801
社債券		3,985,612,776	2,977,757,414
投資信託受益証券		-	3,242,053,036
派生商品評価勘定		7,817,749	50,000
未収入金		2,811,850,201	-
未収利息		1,381,482,677	1,170,977,373
前払費用		926,686,960	381,583,957
流動資産合計		120,254,209,437	113,886,935,534
資産合計		120,254,209,437	113,886,935,534
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		14,989,083	-
未払金		1,407,261,453	1,798,456,473
未払解約金		50,000,000	278,000,000
流動負債合計		1,472,250,536	2,076,456,473
負債合計		1,472,250,536	2,076,456,473
純資産の部			
元本等			
元本		95,454,473,958	93,033,243,064
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		23,327,484,943	18,777,235,997
元本等合計		118,781,958,901	111,810,479,061
純資産合計		118,781,958,901	111,810,479,061
負債純資産合計		120,254,209,437	113,886,935,534

(注)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年3月21日から9月20日まで、および9月21日から翌年3月20日までであります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・社債券 個別法に基づき、原則として金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない。）または価格情報会社の提供する価額で時価評価しております。 -	(1)国債証券・社債券 同左 (2)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、我が国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
1. 期首元本額	87,839,129,167円	95,454,473,958円
期中追加設定元本額	9,082,573,615円	1,481,187,897円
期中一部解約元本額	1,467,228,824円	3,902,418,791円
元本の内訳		
ファンド名		
パインブリッジ新成長国債債券プラス	86,925,766,370円	86,180,828,408円
パインブリッジ新成長国債インカムオープン	6,150,257,448円	4,667,616,826円
パインブリッジ・イレブンプラス ＜毎月決算型＞	749,388,986円	710,099,118円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス ＜毎月分配タイプ＞	1,434,636,676円	1,284,434,341円
パインブリッジ新成長国ダブルプラス ＜1年決算タイプ＞	194,424,478円	188,965,415円
パインブリッジ新成長国債債券プラス ＜毎月分配タイプ＞	- 円	649,478円
パインブリッジ新成長国債債券プラス ＜年2回決算タイプ＞	- 円	649,478円
合計	95,454,473,958円	93,033,243,064円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 特定期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	95,454,473,958口	93,033,243,064口

（金融商品に関する注記）

追加情報

自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。	-

金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日	自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、社債券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。	当ファンドが保有する主な金融資産は、国債証券、社債券、投資信託受益証券、金銭債権及びデリバティブ取引により生じる正味の債権等であり、金融負債は、金銭債務及びデリバティブ取引により生じる正味の債務等であります。当該金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	・運用評価部において運用実績の分析・評価を行い、運用評価委員会に上程します。 ・コンプライアンス部において運用業務の考査および諸法令等の遵守状況に関する監理を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに、内部統制委員会に報告します。 ・運用評価委員会および内部統制委員会において、パフォーマンス評価と法令等の遵守状況の審査が行われます。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年9月21日現在)	(平成23年3月22日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、「（デリバティブ取引等に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
4. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権は、その全額が1年以内に償還されます。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	（平成22年9月21日現在）	（平成23年3月22日現在）
	当計算期間の損益 に含まれた評価差額	当計算期間の損益 に含まれた評価差額
国債証券	3,329,157,798	1,044,996,016
社債券	45,354,422	174,296,478
投資信託受益証券	-	2,053,037
合計	3,374,512,220	868,646,501

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（平成22年9月21日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	1,407,370,092	-	1,404,911,087	2,459,005
	ブラジル・リアル	1,406,814,895	-	1,401,465,789	5,349,106
	ハンガリー・フォリント	816,551,307	-	821,905,741	5,354,434
	買建				
	米国ドル	2,223,366,202	-	2,213,731,553	9,634,649
	ブラジル・リアル	1,407,370,092	-	1,407,379,730	9,638
合計		7,261,472,588	-	7,249,393,900	7,171,334

区分	種類	（平成23年3月22日現在）			
		契約額等 （円）	うち1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米国ドル	405,000,000	-	404,950,000	50,000
合計		405,000,000	-	404,950,000	50,000

（注）時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用い

ています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- 2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しています。
- 3. 換算において円未満の端数は切り捨てています。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成22年3月24日 至 平成22年9月21日
該当事項はありません。

自 平成22年9月22日 至 平成23年3月22日
関連当事者との取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白でない関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

項目	（平成22年9月21日現在）	（平成23年3月22日現在）
1口当たり純資産額	1.2444円	1.2018円
（1万口当たり純資産額）	（12,444円）	（12,018円）

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表（平成23年3月22日現在）

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄		券面総額	評価額	備考		
アルゼンチン・ペソ	国債証券 計	REPUBLIC OF ARGENTINA	2.0000% 02/04/2018	63,779,000.00	93,340,566.50			
				63,779,000.00	93,340,566.50			
					(1,871,478,358)			
				93,340,566.50				
				(1,871,478,358)				
小計								
メキシコ・ペソ	国債証券 計	MEXICAN BONDS DESARP FIX	8.0000% 06/11/2020	230,000,000.00	239,835,720.00			
				MEXICAN FIXED RATE BONDS 8.0000% 12/19/2013	80,000,000.00		84,324,240.00	
				MEXICAN FIXED RATE BONDS 9.5000% 12/18/2014	186,000,000.00		204,855,006.00	
				MEXICAN FIXED RATE BONDS 8.0000% 12/17/2015	314,000,000.00		328,866,644.00	
				MEXICAN FIXED RATE BONDS 7.7500% 12/14/2017	277,800,000.00		288,237,779.40	
				MEXICAN FIXED RATE BONDS 10.0000% 12/05/2024	178,000,000.00		210,945,664.00	
				1,265,800,000.00	1,357,065,053.40			
					(9,160,189,110)			
					1,357,065,053.40			
					(9,160,189,110)			
小計								
ブラジル・レアル	国債証券 計	REPUBLIC OF BRAZIL	10.0000% 01/01/2012	26,000,000.00	25,550,145.76			
				REPUBLIC OF BRAZIL 10.0000% 01/01/2014	39,000,000.00		37,322,259.00	
				REPUBLIC OF BRAZIL 10.0000% 01/01/2017	43,800,000.00		40,026,717.60	
				REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.5000% 01/05/2016	19,000,000.00		21,612,500.00	
				REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 12.5000% 01/05/2022	64,500,000.00		74,658,750.00	
				REPUBLIC OF BRAZIL(DUAL) 10.2500% 01/10/2028	21,150,000.00		21,308,625.00	
				213,450,000.00	220,478,997.36			
					(10,730,712,801)			
					220,478,997.36			
					(10,730,712,801)			
小計								
チリ・ペソ	国債証券 計	BONO BCO CENT CHILE PES 6.0000% 05/01/2015	3,300,000,000.00	3,335,607,000.00				
						BONOS TESORERIA GENL REP 3.0000% 01/01/2015	400,000,000.00	886,208,938.40
						BONOS TESORERIA PESOS 6.0000% 01/01/2020	2,700,000,000.00	2,634,525,000.00
	6,400,000,000.00	6,856,340,938.40						
		(1,155,293,448)						
		6,856,340,938.40						
		(1,155,293,448)						
小計								
コロンビア・ペソ	国債証券 計	REP OF COLOMBIA(DUAL) 7.7500% 04/14/2021	92,203,000,000.00	102,972,310,400.00				
			92,203,000,000.00	102,972,310,400.00				
				(4,458,701,040)				
			102,972,310,400.00					
			(4,458,701,040)					
小計								
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券 計	BONOS DE TESORERIA 6.8500% 02/12/2042	10,000,000.00	9,652,000.00				
						PERU BONO SOBERANO 8.2000% 08/12/2026	33,000,000.00	37,659,600.00
						REPUBLIC OF PERU 7.8400% 08/12/2020	56,220,000.00	62,665,117.02
	99,220,000.00	109,976,717.02						
		(3,202,521,999)						
		109,976,717.02						
		(3,202,521,999)						
小計								
トルコ・リラ	国債証券 計	TURKEY GOVERNMENT	16.0000% 03/07/2012	34,100,000.00	36,717,857.00			
				TURKEY GOVERNMENT 11.0000% 08/06/2014	51,000,000.00		53,881,500.00	
				TURKEY GOVERNMENT 10.0000% 06/17/2015	53,500,000.00		54,916,894.00	
				TURKEY GOVT INFL IX 10.0000% 02/15/2012	28,550,000.00		41,811,271.72	
				167,150,000.00	187,327,522.72			
					(9,617,395,016)			

小計					187,327,522.72	
					(9,617,395,016)	
ハンガリー・ フォリント	国債証券	HUNGARY GOVERNMENT	5.5000%	02/12/2014	5,000,000,000.00	4,848,550,000.00
		HUNGARY GOVERNMENT	8.0000%	02/12/2015	4,500,000,000.00	4,666,212,000.00
		HUNGARY GOVERNMENT	6.7500%	02/24/2017	2,250,000,000.00	2,223,805,500.00
					11,750,000,000.00	11,738,567,500.00
	計					(4,965,414,052)
小計						11,738,567,500.00
						(4,965,414,052)
ポーランド・ ズロチ	国債証券	POLAND GOVERNMENT	4.7500%	04/25/2012	14,000,000.00	14,007,420.00
		POLAND GOVERNMENT	5.0000%	10/24/2013	10,000,000.00	9,971,420.00
		POLAND GOVERNMENT	5.7500%	04/25/2014	100,000,000.00	101,268,500.00
		POLAND GOVERNMENT	6.2500%	10/24/2015	93,500,000.00	95,574,765.00
		POLAND GOVERNMENT	5.2500%	10/25/2020	19,500,000.00	18,190,711.50
					237,000,000.00	239,012,816.50
	計					(6,845,327,064)
小計						239,012,816.50
						(6,845,327,064)
ロシア・ ルーブル	国債証券	RUSSIA FOREIGN BOND	7.8500%	03/10/2018	2,730,000,000.00	2,771,632,500.00
					2,730,000,000.00	2,771,632,500.00
						(7,954,585,275)
小計						2,771,632,500.00
						(7,954,585,275)
マレーシア・ リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOVERNMENT	3.8330%	09/28/2011	80,000,000.00	80,566,560.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	2.5090%	08/27/2012	90,000,000.00	89,419,590.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	5.0940%	04/30/2014	19,500,000.00	20,498,224.50
		MALAYSIAN GOVERNMENT	3.7410%	02/27/2015	91,000,000.00	92,151,150.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4.2400%	02/07/2018	29,000,000.00	29,767,108.00
		MALAYSIAN GOVERNMENT	4.3780%	11/29/2019	120,000,000.00	123,945,000.00
	計				429,500,000.00	436,347,632.50
小計						(11,641,754,835)
						436,347,632.50
						(11,641,754,835)
タイ・パーツ	国債証券	THAILAND GOVERNMENT	5.2500%	05/12/2014	400,000,000.00	424,258,000.00
		THAILAND GOVERNMENT	3.6250%	05/22/2015	1,635,000,000.00	1,654,708,290.00
		THAILAND GOVERNMENT	4.1250%	11/18/2016	550,000,000.00	568,387,050.00
		THAILAND GOVERNMENT	5.1250%	03/13/2018	490,000,000.00	535,603,810.00
		THAILAND GOVERNMENT	3.8750%	06/13/2019	967,000,000.00	989,446,004.00
	計				4,042,000,000.00	4,172,403,154.00
小計						(11,182,040,452)
						4,172,403,154.00
						(11,182,040,452)
フィリピン・ ペソ	国債証券	REPUBLIC OF PHILIPPINES	4.9500%	01/15/2021	529,000,000.00	504,157,102.00
		REPUBLIC OF PHILIPPINES	6.2500%	01/14/2036	424,000,000.00	391,106,928.00
					953,000,000.00	895,264,030.00
小計	計					(1,665,191,095)
						895,264,030.00
						(1,665,191,095)
インドネシア・ ルピア	国債証券	INDONESIA GOVERNMENT	10.0000%	07/15/2017	90,000,000,000.00	98,796,510,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	15.0000%	07/15/2018	35,342,000,000.00	48,528,524,304.00
		INDONESIA GOVERNMENT	11.5000%	09/15/2019	105,000,000,000.00	125,804,700,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	12.8000%	06/15/2021	150,000,000,000.00	195,463,950,000.00
		INDONESIA GOVERNMENT	11.0000%	09/15/2025	218,750,000,000.00	251,915,343,750.00
		INDONESIA GOVERNMENT	10.0000%	02/15/2028	75,000,000,000.00	78,686,700,000.00
	計				674,092,000,000.00	799,195,728,054.00
小計						(7,512,439,843)
						799,195,728,054.00
						(7,512,439,843)

南アフリカ・ ランド	国債証券	REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 13.5000% 09/15/2015	229,500,000.00	277,629,592.50
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 8.0000% 12/21/2018	94,000,000.00	90,690,260.00
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 7.2500% 01/15/2020	78,000,000.00	70,905,354.00
		REPUBLIC OF SOUTH AFRICA 10.5000% 12/21/2026	275,000,000.00	310,728,550.00
		計	676,500,000.00	749,953,756.50
				(8,766,959,413)
				749,953,756.50
				(8,766,959,413)
小計	社債券	CITIGROUP FNDG(RUB CLN) 0.0000% 10/19/2012	10,003,059.00	10,393,378.36
		CITIGROUP FNDG(RUB CLN) 0.0000% 08/22/2014	9,990,079.00	10,010,358.86
		CITIGROUP FNDG(RUB CLN) 0.0000% 08/22/2014	7,500,000.00	7,459,125.00
		CITIGROUP FNDG(UAH CLN) 0.0000% 09/14/2012	7,500,000.00	8,899,575.00
		計	34,993,138.00	36,762,437.22
				(2,977,757,414)
米国ドル	投資信託 受益証券	PINEBRIDGE BRIC BOND FUND JDX	400,321.516	40,025,346.13
			400,321.516	40,025,346.13
				(3,242,053,036)
				76,787,783.35
				(6,219,810,450)
小計	計			
合計				106,949,814,251
				(106,949,814,251)

(注)1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

2. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

3. 合計欄の記載は邦貨額であり、（ ）内は外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	組入投資信 託受益証券	合計金額に 対する比率
アルゼンチン・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	-	1.7%
メキシコ・ペソ	国債証券 6銘柄	100.0%	-	8.6%
ブラジル・レアル	国債証券 6銘柄	100.0%	-	10.0%
チリ・ペソ	国債証券 3銘柄	100.0%	-	1.1%
コロンビア・ペソ	国債証券 1銘柄	100.0%	-	4.2%
ペルー・ヌエボ・ソル	国債証券 3銘柄	100.0%	-	3.0%
トルコ・リラ	国債証券 4銘柄	100.0%	-	9.0%
ハンガリー・フォリント	国債証券 3銘柄	100.0%	-	4.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券 5銘柄	100.0%	-	6.4%
ロシア・ルーブル	国債証券 1銘柄	100.0%	-	7.4%
マレーシア・リンギット	国債証券 6銘柄	100.0%	-	10.9%
タイ・バーツ	国債証券 5銘柄	100.0%	-	10.5%
フィリピン・ペソ	国債証券 2銘柄	100.0%	-	1.6%
インドネシア・ルピア	国債証券 6銘柄	100.0%	-	7.0%
南アフリカ・ランド	国債証券 4銘柄	100.0%	-	8.2%
米国ドル	社債券 4銘柄	47.9%	-	5.8%
	投資信託受益証券 1銘柄	-	52.1%	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

《パインブリッジ新成長国債券プラス》

（平成23年4月28日現在）

資産総額	152,633,988,599 円
負債総額	348,516,276 円
純資産総額（ - ）	152,285,472,323 円
発行済口数	256,686,318,992 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5933 円
（1万口当たりの純資産総額）	（ 5,933 円 ）

（ご参考）

《1》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

（平成23年4月28日現在）

資産総額	48,312,308,301 円
負債総額	74,913,390 円
純資産総額（ - ）	48,237,394,911 円
発行済口数	42,101,377,190 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1457 円
（1万口当たりの純資産総額）	（ 11,457 円 ）

《2》パインブリッジ新成長国債券マザーファンド

（平成23年4月28日現在）

資産総額	117,788,995,694 円
負債総額	3,716,069,553 円
純資産総額（ - ）	114,072,926,141 円
発行済口数	89,022,997,297 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2814 円
（1万口当たりの純資産総額）	（ 12,814 円 ）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となっており、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（１）名義書換

該当事項はありません。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前期の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託者と協議のうえ、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成23年4月末現在）

資本金の額 2,150,000,000円

会社が発行する株式の総数 50,000株

発行済株式総数 41,000株

資本金の額の増減（最近5年間）

平成 20年 6月 30日 株式発行により473,787,239円増加。

平成 20年 12月 30日 株式発行により476,121,625円増加。

会社の機構

（1）経営の意思決定

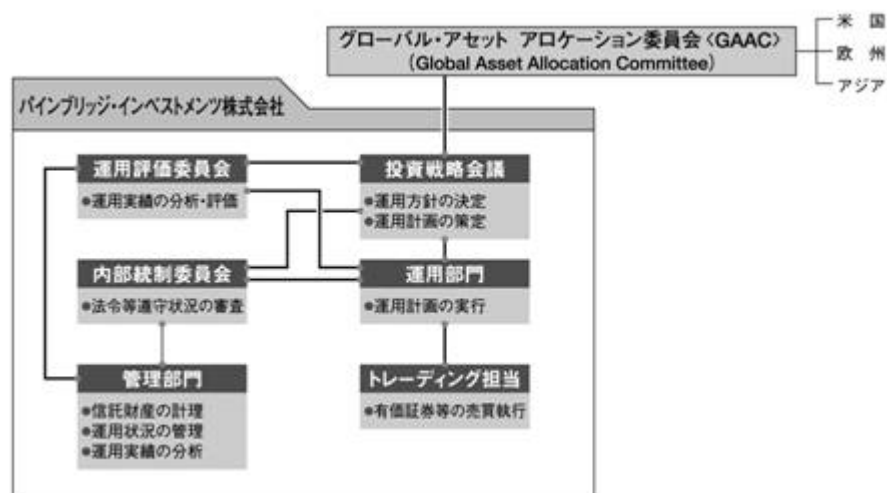
3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一です。

取締役会は、その決議をもって、代表取締役1名以上を選定します。また、会長、社長、副社長およびその他の役付取締役を選定することができます。

取締役会は、少なくとも3ヵ月に1回は開催します。取締役会は、当社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令もしくは定款によって定められた事項を決定します。取締役会の決議は、法律に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席のうえ、出席取締役の過半数の議決によって行います。

（2）運用の意思決定



当社の運用意思決定は、世界中の運用拠点からの主要メンバーにより組織され、毎月コンファレンス・コール形式で開催されるグローバル・アセット・アロケーション委員会（Global Asset Allocation Committee GAAC）：定期的に、一堂に会しての開催となります。）での経済環境、投資戦略、市場リスク分析、各地からの情報提供による現地経済活動のサイクルや業種ローテーション等の詳細な分析に基づき、独自に開催する投資戦略会議を経て、資産配分、個別銘柄の選定等およびポートフォリオの構築を行い運用を実行します。なお、運用体制は次の通りとなっております。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を

行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第一種金融商品取引業務等を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成23年4月末現在、次の通りです。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額
単位型株式投資信託	2	5,335 百万円
追加型株式投資信託	66	707,595 百万円
合計	68	712,930 百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- 2．記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 3．当社は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定により、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動資産			千円		千円
現金・預金	4		4,794,876		4,677,651
支払委託金					
収益分配金		352		-	
償還金		3,500	3,852	-	-
前払費用			59,665		267,743
未収入金			190,076		83,516
未収委託者報酬			196,679		251,268
未収運用受託報酬	3		1,025,324		1,014,001
未収販売手数料			9,699		9,345
立替金			2,951		20,603
繰延税金資産			-		23,122
短期貸付金			-		280,373
未収還付法人税等			617,801		-
未収消費税等			48,597		-
流動資産計			6,949,525		6,627,628
II 固定資産					
有形固定資産			229,519		179,547
建物	1		57,337		54,729
建物附属設備	1		102,345		77,016
工具器具備品	1		69,837		47,801
無形固定資産			866,422		797,996
のれん	2		623,157		590,503
ソフトウェア	2		231,115		203,000
ソフトウェア仮勘定			8,275		617
電話加入権			3,875		3,875
投資その他の資産			388,396		485,548
投資有価証券			90,340		91,460
敷金保証金			149,015		349,691
長期差入保証金			37,500		-
長期前払費用			1,800		1,200
預託金			314		314
繰延税金資産			109,426		42,881
固定資産計			1,484,339		1,463,092
III 繰延資産					
株式交付費			5,542		3,326
繰延資産計			5,542		3,326
資産合計			8,439,407		8,094,046

期別		第24期 (平成21年3月31日現在)		第25期 (平成22年3月31日現在)	
負債の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 流動負債			千円		千円
未払金					
未払収益分配金		1,692		1,692	
未払償還金		3,500		3,500	
未払手数料		77,925		107,325	
未払金		14,614		245,356	
その他未払金		149,891	247,622	100,466	458,340
未払費用	3		1,415,615		1,055,894
未払法人税等			-		62,111
未払消費税等			-		25,514
預り金			41,023		46,607
賞与引当金			308,872		111,343
役員賞与引当金			16,933		2,900
流動負債計			2,030,068		1,762,712
II 固定負債					
退職給付引当金			376,282		320,840
役員退職慰労引当金			30,196		11,710
債務保証損失引当金			156,824		-
固定負債計			563,303		332,551
負債合計			2,593,372		2,095,264
純資産の部					
科目	注記番号	内訳	金額	内訳	金額
I 株主資本					
資本金			2,150,000		2,150,000
資本剰余金					
資本準備金		823,989		823,989	
資本剰余金 合計			823,989		823,989
利益剰余金					
利益準備金		265,112		265,112	
その他利益剰余金					
任意積立金		230,000		230,000	
繰越利益剰余金		2,382,661		2,534,744	
利益剰余金 合計			2,877,774		3,029,857
株主資本合計			5,851,764		6,003,847
II 評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			5,729		5,065
評価・換算差額等合計			5,729		5,065
純資産合計			5,846,034		5,998,782
負債・純資産合計			8,439,407		8,094,046

(2)【損益計算書】

		期別		第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日		
科目			注記 番号	内訳	金額	内訳	金額	
経 常 損 益 の 部	営 業 損 益 の 部	営業収益	4		千円		千円	
		委託者報酬		9,142,219		8,117,264		
		運用受託報酬		4,938,305		3,835,286		
		販売手数料		9,699		-		
		その他営業収益		192,394		172,448		
		営業収益計		14,282,619		12,124,999		
		営業費用	2					
		支払手数料		3,938,470		3,616,513		
		広告宣伝費		145,063		40,094		
		公告費		1,708		1,597		
		調査費						
		調査費		736,909	623,723			
		委託調査費		4,196,232	4,933,141	3,654,128	4,277,851	
		委託計算費			364,523		276,891	
		営業雑経費						
		通信費		48,555		47,812		
		印刷費		213,163		197,621		
		協会費		20,428		16,350		
		図書費		8,702	290,850	5,019	266,804	
		営業費用計			9,673,758		8,479,752	
		一般管理費		1				
		給料						
		役員報酬	57,156			29,000		
		給料・手当	1,901,412			1,583,551		
		賞与	248,069			236,085		
		賞与引当金繰入額	170,530			111,343		
		役員賞与	-			2,780		
		役員賞与引当金繰入額	16,933		2,394,103	2,900	1,965,659	
		交際費			11,609		7,501	
		寄付金			1,910		1,561	
		旅費交通費		56,086		37,167		
		租税公課		25,543		24,893		
		不動産賃借料		370,214		359,953		
		退職給付費用		185,422		137,133		
		退職金		9,053		36,982		
		役員退職慰労引当金繰入額		17,859		17,735		
		固定資産減価償却費		132,748		135,338		
		業務委託費	2	1,055,181		915,793		
		諸経費		255,735		139,984		
		一般管理費計		4,515,469		3,779,706		
		営業利益又は営業損失（ ）				93,391		134,458
		営業外損益の部	営業外損益の部	営業外収益				
受取利息				4,903		17,536		
為替差益				-		82,635		
雑収入				104		4,545		
営業外収益計				5,008		104,716		
営業外費用								
為替差損				17,363		-		
雑損失				13,304		290		
株式交付費償却				1,306		2,816		
営業外費用計				31,974		3,106		
経常利益又は経常損失（ ）				66,426		32,849		
特別利益								
投資有価証券売却益				100		-		
債務保証損失引当金戻入益						156,824		
退職給付引当金戻入益						135,585		

特別利益計			100	292,410
特別損失				
投資有価証券売却損			436	-
固定資産除却損	3		6,908	10,377
債務保証損失引当金繰入額			156,824	-
前期業務委託費修正	2		226,727	-
特別損失計			390,896	10,377
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）			324,370	249,185
法人税、住民税及び事業税			2,700	5,555
過年度法人税等			-	48,579
法人税等調整額			149,380	42,967
当期純利益又は当期純損失（ ）			476,450	152,082

(3) 【株主資本等変動計算書】

第24期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金					利益 剰余金 合計	
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成20年3月31日残高	1,200,091	-	-	265,112	230,000	2,859,112	3,354,225	4,554,316	110	110	4,554,206
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	949,909	823,989	823,989	-	-	-	-	1,773,899	-	-	1,773,899
当期純損失	-	-	-	-	-	476,450	476,450	476,450	-	-	476,450
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	5,619	5,619	5,619
当期の変動額合計	949,909	823,989	823,989	-	-	476,450	476,450	1,297,449	5,619	5,619	1,291,830
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本 準備金	資本 準備金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計
					任意 積立金	繰越利益 剰余金					
平成21年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,382,661	2,877,774	5,851,764	5,729	5,729	5,846,034
当事業年度中の変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新株の発行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	-	-	152,082
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	664	664	664
当期の変動額合計	-	-	-	-	-	152,082	152,082	152,082	664	664	152,746
平成22年3月31日残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782

（重要な会計方針）

期 別 科 目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 期末の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売上原価は移動平均法により算定)	有価証券 その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2)無形固定資産 定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3)長期前払費用 定額法により償却しております。	(1)有形固定資産 同 左 (2)無形固定資産 同 左 (3)長期前払費用 同 左
3. 繰延資産の処理方法	(1)株式交付費 定額法により3年間で償却しております。	(1)株式交付費 同 左
4. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、及び年金資産額の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。又、当事業年度から従来の退職一時金制度に加え、企業年金制度を開始しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当事業年度末役員退職慰労金要支給額を計上しております。 (5)債務保証損失引当金 投資信託に対する債務保証について発生すると見込まれる損失を計上しております。	(1)賞与引当金 同 左 (2)役員賞与引当金 同 左 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (追加情報) 当社は、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退しました。これに伴い、過剰となった退職給付引当金を取り崩しており、特別利益として計上しております。 (4)役員退職慰労引当金 同 左 (5)債務保証損失引当金 - (追加情報) 投資信託が立替金を全額回収し当社の債務保証債務が解消されたため、当事業年度に引当金を取り崩し、特別利益に債務保証損失引当金戻入益を計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。	同 左

（会計処理の変更）

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
リース取引に関する会計基準等	当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第16号）」を適用しております。この変更に伴う損益に与える影響はありません。	該当事項ありません。

（表示方法の変更）

期別 項目	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
貸借対照表関係	前事業年度において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「未収運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より募集の取り扱い手数料を「未収販売手数料」として表示しております。	該当事項ありません。
損益計算書関係	前事業年度において「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度より、「運用受託報酬」として表示しております。 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、「その他営業収益」には証券業務に関する収益も含まれております。又募集の取り扱い手数料を「販売手数料」と表示しております。	該当事項ありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5,216 千円 建物附属設備 42,054 千円 工具器具備品 63,588 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 46,509 千円 のれん 29,933 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収運用受託報酬 185,833 千円 未払費用 447,770 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,141千円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 7,824 千円 建物附属設備 53,680 千円 工具器具備品 84,809 千円 2 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 60,109 千円 のれん 62,587 千円 3 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 前払費用 211,003 千円 未払費用 529,843 千円 4 信託資産 現金・預金のうち、20,161円は、直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。

（損益計算書関係）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 250,000千円以内 監査役 年額 20,000千円以内 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 2,127,529 千円 業務委託費 906,907 千円 前期業務委託費修正 226,726 千円 3 固定資産除却損は、建物附属設備2,758千円、工具器具備品4,149千円であります。 4 その他営業収益 当事業年度より第一種金融商品取引業者の登録を受けたため、その他営業収益には証券業務に関する収益も含まれております。	1 役員報酬の範囲額 同左 2 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 委託調査費 1,792,214 千円 業務委託費 843,948 千円 3 固定資産除却損は、建物附属設備9,517千円、工具器具備品859千円であります。 4 その他営業収益 -

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株
合 計	37,312 株	3,688 株	-	41,000 株

変動事由の概要：取締役会決議による株式数の増加 3,688株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	41,000 株	-	-	41,000 株
合 計	41,000 株	-	-	41,000 株

配当に関する事項

配当支払額

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項ありません。	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (1) 未経過リース料期末残高相当額 1年内 256,490 千円 1年超 - 千円 合計 256,490 千円

（金融商品に関する注記）

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																																				
該当事項ありません。	（追加情報） 当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 1.金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。 未収運用受託報酬については、顧客の信用リスクが存在し、リスク管理規定に沿ってリスク低減を図っております。未収運用受託報酬は、回収期日が一年内の営業債権であります。 2.金融商品の時価等に関する事項 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。 （単位：千円） <table><tr><th colspan="2">貸借対照表計上額（*）</th><th>時価（*）</th><th>差額</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>4,677,651</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>1,014,001</td><td>-</td></tr><tr><td>3) 未払費用</td><td>(1,055,894)</td><td>(1,055,894)</td><td>-</td></tr></table> （*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。 （注） 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。 2.金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 5年以内</th><th>5年超 10年以内</th><th>10年超</th></tr><tr><td>1) 現金・預金</td><td>4,677,651</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>2) 未収運用受託報酬</td><td>1,014,001</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>合計</td><td>5,691,652</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr></table>	貸借対照表計上額（*）		時価（*）	差額	1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-	3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-	2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-	合計	5,691,652	-	-	-
貸借対照表計上額（*）		時価（*）	差額																																		
1) 現金・預金	4,677,651	4,677,651	-																																		
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	1,014,001	-																																		
3) 未払費用	(1,055,894)	(1,055,894)	-																																		
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超																																	
1) 現金・預金	4,677,651	-	-	-																																	
2) 未収運用受託報酬	1,014,001	-	-	-																																	
合計	5,691,652	-	-	-																																	

（有価証券関係）

第24期 平成21年3月31日現在				第25期 平成22年3月31日現在			
その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)				その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)			
区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額	区分	取得原価	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの				貸借対照表計上額が 取得原価を超えない もの			
投資信託受益証券	100,000	90,340	9,660	投資信託受益証券	100,000	91,460	8,540
当事業年度に売却したその他有価証券 売却額：2,336 千円 売却益の合計額：100 千円 売却損の合計額：436 千円				当事業年度に売却したその他有価証券 該当事項ありません。			

（デリバティブ関係）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	該当事項ありません。

（追加情報）

第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
該当事項ありません。	1.（株主変更に関する事項） 平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。 これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。尚、平成21年11月30日に、エイアイユー企業年金基金を脱退したため、当事業年度末にはこれに係る退職給付債務、及び年金資産残高はありません。

２．退職給付債務及びその内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
(1) 退職給付債務	431,412	320,840
(2) 年金資産	55,130	-
(3) 未積立退職給付債務 (1) + (2)	376,282	320,840
(4) 会計基準変更時差異の未処理額	-	-
(5) 未認識数理計算上の差異	-	-
(6) 未認識過去勤務債務（債務の減額）	-	-
(7) 貸借対照表計上額純額 (3) + (4) + (5) + (6)	376,282	320,840
(8) 前払年金費用	-	-
(9) 退職給付引当金 (7) - (8)	376,282	320,840

３．退職給付費用の内訳

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
	千円	千円
退職給付費用	185,422	137,133
(1) 勤務費用	174,808	136,948
(2) 利息費用	420	1,288
(3) 運用収益（減算）	665	1,103
(4) 会計処理基準変更時差異の費用処理額	-	-
(5) その他	10,859	-

４．退職給付債務の計算基礎

	第24期 平成21年3月31日現在	第25期 平成22年3月31日現在
(1) 割引率	-	-
(2) 期待運用収益率	-	-
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	-	-
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	-	-
(6) 会計基準変更時差異の処理年数	-	-

（税効果会計関係）

第24期 平成21年3月31日現在		第25期 平成22年3月31日現在	
1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)		1．繰延税金資産発生的主要原因別内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金繰入超過額	153,148	退職給付引当金繰入超過額	130,583
賞与引当金繰入超過額	125,712	賞与引当金繰入超過額	134,250
債務保証損失引当金	63,827	未払事業税	3,393
繰越欠損金	56,931	のれん償却認容	80,849
未収還付事業税	42,881	未払金否認	5,820
のれん償却認容	40,978	未払費用否認	2,232
未払金	31,351	未払社会保険料否認	11,324
役員退職慰労引当金	12,289	役員退職慰労引当金繰入超過額	4,766
一括償却資産償却超過額	8,264	一括償却資産	2,349
役員賞与引当金繰入超過額	6,890	繰延資産	191
その他有価証券評価差額金	3,930	業務委託費損金算入否認額	102,962
その他	7,580	その他有価証券評価差額金	3,474
繰延税金資産小計	386,066	繰延税金資産小計	320,499
評価性引当額	276,640	評価性引当額	254,495
繰延税金資産合計	109,426	繰延税金資産合計	66,004
2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率	40.69 %
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.95 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.90 %
住民税均等割	0.34 %	住民税均等割	0.48 %
評価性引当金の増減額	85.27 %	評価性引当金の増減額	18.08 %
その他	1.99 %	過年度法人税等	10.22 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.88 %	その他	0.24 %
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.97 %

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 関連当事者との取引

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、追加された開示対象はございません。

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 9,670	投資運用会社	被所有 直接100%	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	増資の取引 *5	千円 1,773,899		千円
								委託調査費の支払 *1	千円 2,127,529	未払費用	千円 447,770

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店	(本社) アメリカ、デラウェア州(支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 1,592,260	未収運用受託報酬	千円 371,096
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 2,162,555	未払費用	千円 32,093
親会社の子会社	エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク	アメリカ、デラウェア州	千USドル 10,400	有価証券関連業	-	-	事業譲渡契約	事業譲渡 *4	千円 譲受資産合計 2,729,480 譲受負債合計 38,407 譲受対価 3,343,544		

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 事業譲渡契約書第2条に定める事業譲渡の対価は、平成20年6月25日付けの確認書で決定されております。
- *5 親会社との協議により引受価額を定めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社

エイアイジー・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

エイアイジー・キャピタル・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・アセットマネジメント・ホールディングス・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープ（金融商品取引所に上場しておりません）

1. 関連当事者との取引

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
間接親会社	エイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープ（注1）（注2）	アメリカ、デラウェア州	千USドル 1	持株会社	被所有 間接100%	-	経営管理	役務提供に対する対価支払	千円 843,948	-	-

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー日本支店 (注2)	(本社) アメリカ、デラウェア州 (支店) 東京都墨田区	千USドル 3,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 1,455,942	未収運用受託報酬	千円 367,336
							販売会社契約	代行手数料の支払 *3	千円 1,882,413	未払費用	千円 33,406
親会社の子会社	エイアイジー・スター生命保険株式会社 (注2)	(本社) 東京都墨田区	千円 45,000,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 355,819	未収運用受託報酬	千円 84,310
親会社の子会社	AIGエジソン生命保険株式会社 (注2)	(本社) 東京都墨田区	千円 121,414,000	生命保険業	-	-	一任及び助言契約	一任及び助言業務報酬の受取 *2	千円 442,696	未収運用受託報酬	千円 112,153
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・グローバル・インベストメンツ LLC (注1)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 101,439	持株会社	-	-	経営管理	金銭の貸付 *4	千USドル 3,000	短期貸付金	千円 280,373
								役務提供に対する対価支払	千円 13,912	前払費用	千円 211,003
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ LLC (注1)(注3)	アメリカ、ニューヨーク州	千USドル 2	投資運用会社	-	-	投資運用に関する情報提供・コンサルティング	委託調査費の支払 *1	千円 1,792,214	未払費用	千円 168,085
間接親会社の兄弟会社	パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッド (注1)(注4)	イギリス、ロンドン	千スターリングポンド 200	投資運用会社	-	-	一任及び助言契約	委託調査費の支払 *1	千円 879,449	未払費用	千円 361,758

- (注1) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、間接親会社であるエイアイジー・グローバル・アセット・マネジメント・ホールディングス・コープが当社の関連当事者でなくなり、パインブリッジ・グローバル・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツLLC、パインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドが新たに関連当事者となりました。
- (注2) 平成22年3月26日付けで、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部をブリッジ・パートナーズL.P.に譲渡しました。これにより、これらの会社は当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。
- (注3) 平成22年3月26日付けで、当時の当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープはブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に全株式を譲渡したため、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは当社の関連当事者ではなくなりました。パインブリッジ・インベストメンツLLCはエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープからスプリットした会社であり、エイアイジー・グローバル・インベストメント・コープと行っていた取引のほぼ全てを引き継いだため、年間取引額を同社へ表示しております。
- (注4) 平成21年12月1日付けで、エイアイジー・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドからパインブリッジ・インベストメンツ・ヨーロッパ・リミテッドに社名変更しております。
- (注5) 消費税の取り扱いについては、国内取引については損益計算書項目は税抜き、貸借対照表項目については税込みで表示しております。尚、海外取引は全て免税取引となっております。

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- *1 助言契約に基づく運用受託報酬の支払については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *2 一任契約及び助言契約に基づく運用受託報酬の受取りについては、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *3 約款に基づく代行手数料の支払については、各ファンドの運用資産に対して定められた料率により決定しております。
- *4 貸付金は300万米ドルを弊社の社内期末レートで表示しております。貸付期間は平成22年3月29日から平成22年9月24日、受取利息の計算期間は3ヶ月間で、利息額は利息計算期間初日の二営業日前のLIBOR6ヶ月物プラス2.5%を日割り計算で計算されます。

2. 親会社又は重要な関連当事者に関する注記

平成22年3月26日、エイアイジーは当社を含むその資産運用部門の一部を、アジアに拠点をもつプライベート・インベストメント・ファームであるパシフィック・センチュリー・グループが所有するブリッジ・パートナーズL.P.に売却する取引を完了しました。これにより当社の100%親会社であったエイアイジー・グローバル・インベストメント・コープは全株式をブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.に譲渡し、同社が当社の親会社となりました。

(1) 親会社

ブリッジ・パートナーズL.P.（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・カンパニー・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・(ホンコン)・リミテッド（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングス・リミテッドSarl（金融商品取引所に上場しておりません）

ブリッジ・インベストメント・ホールディングスB.V.（金融商品取引所に上場しておりません）

(企業結合関係)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日																
(パーチェス法適用) 1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取得した議決権比率 (1) 被取得企業の名称及び事業の内容 エイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク、有価証券関連業 (2) 企業結合を行った主な理由 当社及びエイアイジー・ジャパン・セキュリティーズ・インク東京支店の顧客である機関投資家への利便性の向上とグループ組織の簡素化による一元的な内部管理体制強化を図りました。 (3) 企業結合日 平成20年5月1日 (4) 企業結合の法的形式 事業譲受 (5) 結合後企業の名称 AIGインベストメンツ株式会社 (6) 取得した議決権比率 事業譲受のため、該当事項はありません。 2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年5月1日から平成21年3月31日まで 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳 <table> <tr> <td>取得の対価</td><td></td></tr> <tr> <td>現金</td><td>3,343,544 千円</td></tr> <tr> <td>取得原価</td><td>3,343,544 千円</td></tr> </table> 4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額 該当事項はありません。 5. 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間 関連会社の事業譲受に際して発生したのれん653,090千円を、20年以内のその効果の及ぶ期間に渡って定額法により償却しております。 6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 (1) 資産の額 <table> <tr> <td>流動資産</td><td>2,696,594 千円</td></tr> <tr> <td>固定資産</td><td>32,886 千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>2,729,480 千円</td></tr> </table> (2) 負債の額 <table> <tr> <td>流動負債</td><td>38,407 千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>38,407 千円</td></tr> </table> 7. 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。 8. 企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の損益計算書に及ぼす影響の概算額 当該金額は重要でないため記載しておりません。	取得の対価		現金	3,343,544 千円	取得原価	3,343,544 千円	流動資産	2,696,594 千円	固定資産	32,886 千円	合計	2,729,480 千円	流動負債	38,407 千円	合計	38,407 千円	該当事項はありません。
取得の対価																	
現金	3,343,544 千円																
取得原価	3,343,544 千円																
流動資産	2,696,594 千円																
固定資産	32,886 千円																
合計	2,729,480 千円																
流動負債	38,407 千円																
合計	38,407 千円																

(1株当たり情報)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
1株当たり純資産額 142,586.21 円	1株当たり純資産額 146,311.76 円
1株当たり当期純損失 12,037.96 円	1株当たり当期純利益 3,709.34 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、新株予約権付社債の発行がないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益、又は1株当たり当期純損失の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日		第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
当期純損失(千円)	476,450	当期純利益(千円)	152,082
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る当期純損失(千円)	476,450	普通株主に係る当期純利益(千円)	152,082
普通株式の期中平均株式数	39,579	普通株式の期中平均株式数	41,000

(重要な後発事象)

第24期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	第25期 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表
(平成22年9月30日現在)

科 目	注記 番号	金 額	構成比	科 目	注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)		千円	%	(負 債 の 部)		千円	%
流 動 資 産				流 動 負 債			
現金・預金	*1	4,894,276		預り金		67,024	
前払費用		283,141		未払金		440,217	
未収入金		76,391		未払費用		1,043,027	
未収委託者報酬		223,092		未払法人税等		8,249	
未収運用受託報酬		542,112		未払消費税等	*3	42,602	
未収販売手数料		8,613		賞与引当金		267,894	
繰延税金資産		189,434		役員賞与引当金		4,811	
短期貸付金		340,626		除却損失引当金		145,817	
有価証券		417,576		その他		127,016	
その他		34,978					
流動資産 計		7,010,243	83.3	流動負債 計		2,146,661	25.5
固 定 資 産				固 定 負 債			
有形固定資産	*2			退職給付引当金		235,591	
建物		53,424		役員退職慰労引当金		11,710	
建物附属設備		70,053					
工具器具備品		41,074		固定負債 計		247,302	2.9
建設仮勘定		5,050					
有形固定資産 計		169,603	2.0	負 債 合 計		2,393,964	28.4
無形固定資産				(純 資 産 の 部)			
電話加入権		3,875		株 主 資 本			
ソフトウェア		119,747		資本金		2,150,000	25.5
のれん		340,486		資本剰余金			
無形固定資産 計		464,109	5.5	資本準備金		823,989	
投資その他の資産				資本剰余金 合計		823,989	9.8
投資有価証券		89,020		利益剰余金			
敷金保証金		349,691		利益準備金		265,112	
長期前払費用		999		任意積立金		230,000	
預託金		314		繰越利益剰余金		2,564,802	
繰延税金資産		330,688		利益剰余金 合計		3,059,914	36.4
投資その他の資産 計		770,714	9.2	株主資本合計		6,033,904	71.7
固定資産 計		1,404,427	16.7	評価・換算差額等			
繰 延 資 産				その他有価証券評価差額金		10,980	
株式交付費		2,217		評価・換算差額等合計		10,980	0.1
繰延資産 計		2,217	0.0	純資産 合計		6,022,924	71.6
資 産 合 計		8,416,889	100.0	負 債 ・ 純 資 産 合 計		8,416,889	0.0

(2) 中間損益計算書
自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日

科 目	注記番号	金 額	百分比
-----	------	-----	-----

			千円	%
営業収益				
委託者報酬		4,200,642		
運用受託報酬		1,576,611		
その他営業収益		79,301		
営業収益 計			5,856,555	100.0
営業費用及び一般管理費	*1		5,793,207	98.9
営業利益			63,348	1.1
営業外収益				
受取利息		5,241		
雑収入		6,730		
営業外収益 計			11,972	0.2
営業外費用				
為替差損		66,761		
株式交付費償却		1,308		
雑損		6,312		
営業外費用 計			74,381	1.3
経常利益			939	0.0
特別利益				
過年度賞与引当金繰入額修正		16,314		
特別利益 計			16,314	0.3
特別損失				
固定資産除却損	*2	53,266		
除却損失引当金繰入額	*3	145,817		
過年度運用受託報酬修正		6,265		
特別損失 計			205,349	3.5
税引前中間純損失			188,095	3.2
法人税、住民税及び事業税			1,145	0.0
過年度法人税等修正額			2,038	0.0
法人税等調整額			217,259	3.7
中間純利益			30,057	0.5

(3)中間株主資本等変動計算書

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換算 差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
		資本準 備金	資本剰 余 金合計	利益準 備金	その他利益剰余金 任意積 立金	繰越利益 剰余金				利益剰余 金 合計	
前期末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,534,744	3,029,857	6,003,847	5,065	5,065	5,998,782
当中間会計期間変動額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間純利益	-	-	-	-	-	30,057	30,057	30,057	-	-	30,057
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	5,914	5,914	5,914
当中間会計期間中の変 動額合計	-	-	-	-	-	30,057	30,057	30,057	5,914	5,914	24,143
当中間会計期間末残高	2,150,000	823,989	823,989	265,112	230,000	2,564,802	3,059,914	6,033,904	10,980	10,980	6,022,924

(注)記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

項目	期別	第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 其他有価証券 中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 満期保有目的債券 償却原価法(定額法)	
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 建物は定額法、建物附属設備及び工具器具備品は定率法によっております。 (2) 無形固定資産 1. ソフトウェア(自社利用分)については、定額法により、社内における利用可能期間(5年)で償却しております。 2. のれんについては、定額法により、効果が及ぶと見積もられる期間(20年)で償却しております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。	
3. 繰延資産の処理方法	(1) 株式交付費 定額法により、3年間で償却しております。	
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、役員賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、当社は従業員数300人未満の企業に該当することから、簡便法を適用しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく当中間会計期間末退職金要支給額を計上しております。 (5) 除却損失引当金 平成22年11月29日の本社事務所移転により、建物等の除却が確実に発生することが予想されるため、合理的に見積もった損失見込額を計上しております。	
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	

（中間貸借対照表関係）

項目	期別	第26期 中間会計期間末 平成22年9月30日現在
*1. 信託資産	現金・預金のうち、20,166千円は直販顧客分別金信託契約により、三菱UFJ信託銀行株式会社に信託しております。	

*2．有形固定資産の減価償却累計額	建 物	9,129千円
	建 物 附 属 設 備	60,643千円
	工 具 器 具 備 品	91,536千円
*3．消費税等の取り扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項目	期別	第26期 中間会計期間	
		自 平成22年4月 1日	至 平成22年9月30日
*1．減価償却実施額	有形固定資産	14,994千円	
	無形固定資産	40,784千円	
*2．固定資産除却損	無形固定資産	53,266千円	
*3．除却損失引当金繰入額	平成22年11月29日の本社事務所移転に伴い発生する除却損を見積計上しております。		
	有形固定資産	139,076千円	
	無形固定資産	6,740千円	

（中間株主資本等変動計算書関係）

期別 項目	第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日					
1. 発行済株式に関する事項	株式の種類	前事業年度 末株式数	当中間会計期 間増加株式数	当中間会計期 間減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
	普通株式(株)	41,000	-	-	41,000	
2. 自己株式に関する事項	該当事項はありません。					
3. 新株予約権等に関する事項	該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項	該当事項はありません。					

（リース取引関係）

第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
（1）未経過リース料中間会計期間末残高相当額	
1年内	295,863 千円
1年超	788,875 千円
合計	1,084,738 千円

（金融商品関係）

第26期 中間会計期間
自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日

（追加情報）

当中間会計期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）、及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間末における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計 上額（*）	時価（*）	差額
1) 現金・預金	4,894,276	4,894,276	-
2) 未収運用受託報酬	542,112	542,112	-
3) 有価証券	417,576	417,571	5
4) 未払金	(440,217)	(440,217)	-
5) 未払費用	(1,043,027)	(1,043,027)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）

1．金融商品の時価の算定方法

（1）有価証券以外

上記のうち有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
1) 現金・預金	4,894,276	-	-	-
2) 未収運用受託報酬	542,112	-	-	-
3) 有価証券	417,576	-	-	-
合計	5,853,964	-	-	-

第26期 中間会計期間末 平成22年9月30日現在			
満期保有目的債券			
単位：千円			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
国債	417,576	417,571	5
その他の有価証券			
単位：千円			
区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
投資信託受益証券	100,000	89,020	10,980

	第26期 中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日
1株当たり純資産額	146,900円59銭
1株当たり中間純利益	733円10銭
(注)	
1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間損益計算書上の中間純利益	30,057,216円
普通株式に係る中間純利益	30,057,216円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	41,000株

（セグメント情報等）

第26期 中間会計期間
自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日

（追加情報）

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. セグメント情報

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

2. 関連情報

（1）製品及びサービス毎の情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益
外部顧客への売上高	4,200,642	1,576,611	79,301

（2）地域毎の情報

営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

有形固定資産

全有形固定資産が国内に所在しているため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客毎の情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
パインブリッジ新成長国債券プラス	1,201,475	-

当社が運用する投資信託のうち、委託者報酬の金額が営業収益の10%以上のものを記載しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第26期 中間会計期間
自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日

1.（投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位の譲り受けに係る事項）

当社は、適格機関投資家等特例業務を開始するため、当社と同一の親会社を持つパインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社より、パインブリッジ・ジャパン・パートナーズ2投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位及び出資持分の全てを譲り受け、平成22年11月17日の取締役会において承認可決致し、平成22年11月29日付で、同投資事業組合の地位及び出資持分3口を70百万円で取得しました。

同投資事業組合は、プライベート・エクイティ投資事業を営み、平成22年5月31日現在の中間貸借対照表によれば、総資産額は3,454百万円、出資金合計は3,354百万円であります。

取得後の持分比率は0.37%であります。なお、業務執行の決定権限を有する無限責任組合員は当社のみとなっております。

2.（海外子会社株式取得に係る事項）

当社は、インド国内投資家向けにパインブリッジ・インベストメンツ・グループ各社が運用する商品とその販路を拡大するため、A I G Capital India Private Limitedの株式を取得することを、平成22年10月13日の取締役会において承認可決致し、1株を除く同社が発行する全株式を1億5千万インドルピーで取得する予定であります。同社は資産運用を主事業としており、平成22年3月31日現在の総資産額は2億4千万インドルピー（4億6千万円）、純資産額は2億2千万インドルピー（4億2千万円）であります。

なお、株式取得に要する資金は、当社の余剰資金から拠出されます。

（ ）内の金額は、9月末時点の為替レートで換算した金額であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ 4 ）および（ 5 ）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（ 3 ）および（ 4 ）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 平成22年9月末日現在	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 平成22年9月末日現在	事業の内容
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでおります。
株式会社沖縄銀行	22,725百万円	
株式会社足利銀行	135,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社高知銀行	19,544百万円	
株式会社東邦銀行	23,519百万円	
株式会社宮崎銀行	14,697百万円	
株式会社鹿児島銀行	18,130百万円	
株式会社北海道銀行	93,524百万円	
株式会社十八銀行	24,404百万円	
株式会社愛媛銀行	19,078百万円	
株式会社東和銀行	38,653百万円	
株式会社みなと銀行	27,484百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円	
株式会社みちのく銀行	34,167百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 1	
フィデリティ証券株式会社	5,207百万円 2	
静銀ティーエム証券株式会社	3,000百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでおります。
三井住友海上火災保険株式会社	139,595百万円	

平成23年4月1日現在

平成22年11月25日現在

(3) マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 平成22年9月末日現在	事業の内容
-----	----------------------	-------

パインブリッジ・インベストメンツ・ ヨーロッパ・リミテッド	200,000英国ポンド	英国の投資顧問業法に基づき、 投資顧問業を営んでいます。
----------------------------------	--------------	---------------------------------

2【関係業務の概要】

（１）受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、信託事務の処理の一部について、後記の日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

（２）販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、販売、一部解約の実行請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等を行います。

（３）マザーファンドの投資顧問会社

ファンドの投資対象であるマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社より当該マザーファンドの外貨建資産の運用指図に関する権限の委託を受け、運用に関する投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

（３）マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

参考情報

再信託受託会社の概要（平成22年9月末日現在）

名称	：	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	：	10,000百万円
資本構成	：	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　： 46.5% 日本生命保険相互会社　　： 33.5% 明治安田生命保険相互会社　： 10.0% 農中信託銀行株式会社　　： 10.0%
業務の内容	：	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

当特定期間内において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、後記の通り提出されております。

提出日	提出内容
平成22年9月29日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年10月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成22年10月29日	臨時報告書
平成22年12月17日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成23年1月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ新成長国債券プラスの平成22年9月22日から平成23年3月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ新成長国債券プラスの平成23年3月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月16日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社（旧会社名 A I G インベストメンツ株式会社）の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月27日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているパインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パインブリッジ・インベストメンツ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社はパインブリッジ・ジャパン・パートナーズ2投資事業有限責任組合の無限責任組合員の地位及び出資持分を取得した。また、会社はAIG Capital India Private Limited の株式を取得し、子会社化することを決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年11月10日

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているパインブリッジ新成長国債券プラスの平成22年3月24日から平成22年9月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パインブリッジ新成長国債券プラスの平成22年9月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

A I Gインベストメンツ株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 大 畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているA I Gインベストメンツ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、A I Gインベストメンツ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。